

平成29年第4回基山町議会（定例会）会議録（第3日）									
招集年月日		平成29年12月4日							
招集の場所		基山町議会議場							
開閉会日時		開会	平成29年12月8日9時00分				議長	品川義則	
及び宣告		散会	平成29年12月8日16時40分				議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名		出席等 の別	議席 番号	氏名		出席等 の別	
	1番	松石健児		出	8番	河野保久		出	
	2番	大久保由美子		出	9番	重松一徳		出	
	3番	末次明		出	10番	鳥飼勝美		出	
	4番	栗野久明		出	11番	大山勝代		出	
	5番	久保山義明		出	12番	松石信男		出	
	6番	牧蘭綾子		出	13番	品川義則		出	
	7番	木村照夫		出					
会議録署名議員		8番	河野保久			9番	重松一徳		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田和彦		（係長） 久保山晃治			（書記） 梶宏子		
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也		産業振興課長			鶴田勝美		
	副町長	酒井英良		まちづくり課長			内山十郎		
	教育長	大串和人		定住促進課長			毛利博司		
	総務企画課長	熊本弘樹		建設課長			古賀浩		
	財政課長	平野裕志		会計管理者			村山留美		
	税務課長	寺崎博文		教育学習課長			井上克哉		
	住民課長	安永宏之		産業振興課参事			寺崎一生		
	健康福祉課長	中牟田文明		まちづくり課図書館長			天本洋一		
	こども課長	平川伸子							
議事日程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会議の経過		別紙のとおり							

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 松 石 健 児

- (1) 小学生の交通安全対策について
- (2) 小学生のあいさつ運動について
- (3) 庁舎周辺の駐車場の整備と管理について

2. 末 次 明

- (1) 集落営農への取組について
- (2) 下水道事業の課題と今後の計画について

3. 鳥 飼 勝 美

- (1) 消防施設の整備について
- (2) 自治会制度の見直しについて
- (3) 御神幸祭の仮設スタンド設置について

4. 大久保 由美子

- (1) 防災対策について
- (2) 町立図書館運営について

5. 木 村 照 夫

- (1) 減反廃止に伴う町内の米づくりは
- (2) アダプト・プログラムの活動について

6. 久保山 義 明

- (1) 子どもの貧困対策について
- (2) 自動車運転免許証自主返納について

～午前9時 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

去る6日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○1番（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。1番議員の松石健児です。傍聴の皆様におかれましては、金曜日の早朝よりお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

まずもって、松田町長におかれましては、11月20日に国の地方自治法施行70周年記念式典に際し、基山町がみずからの創意工夫によりすぐれた施策を実施し地方自治の充実発展に寄与した市町村として総務大臣表彰を受賞されましたことに、心よりお喜び申し上げます。

さて、今回は3つの事項について質問させていただきます。

まず、第1項の小学生の交通安全対策についてと、第2項の小学生のあいさつ運動についてです。

平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で道德教育が全面実施になります。また、私は平成20年度より基山小PTA時代から今まで、途中1年間のブランクはあるものの、約7年間、仕事ができる範囲内で基山京町交差点付近、秋光交差点、ドコモショップがあるハツ並線の脇田交差点、ドラッグストアコスモスがある高島団地の交差点付近で朝の立ち番を行ってまいりました。その間、小学生児童を観察し、また、基山小学校評議員会や防犯パトロール反省会、基山3校合同地区懇談会などで意見に上がった事項を参考に質問させていただきます。

(1)登下校時における交通安全対策はどのような策を講じていますでしょうか。

(2)基山小学校前と町立図書館を結ぶ横断歩道の設置及びゾーン30への取り組みはどうなっていますでしょうか。

(3)その他、団地などでのゾーン30への取り組みは検討していますでしょうか。

質問事項第2項の小学生のあいさつ運動について、(1)あいさつ運動の重要性をどのよう

に認識していますでしょうか。

(2) 近年の成果と問題点をお示してください。

(3) 推進のために保護者に対してどのような協力をお願いしていますでしょうか。

次に、質問事項第3項の庁舎周辺の駐車場の整備と管理についてです。

基山町では、町民の役場窓口の利用はもとより、基山町内外の多くの方が町民会館、総合体育館、多目的運動場などを利用しております。現在の駐車台数の確保が不十分とは思いますが、御承知のとおり、合宿所の建設や庁舎西側の公立保育所建設予定などとあわせて、松田町長が今後注力されるスポーツ振興などによる各種大会誘致、さまざまな方が快適に利用できる駐車スペースの確保などを考えると、今後必ずしも満足できるものかどうかは疑問です。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

(1) 庁舎、保健センター、町民会館、総合体育館（武道館を含む）、多目的運動場（公園施設を含む）に附帯する駐車場の数をお示してください。

(2) 一般的な駐車場と比べ、1台分の幅が狭いように思いますが、御見解をお示してください。

(3) 今後のさまざまな事業等の開催及び誘致活動等に際し、駐車場の数は現状の数で妥当と思いますでしょうか。お示してください。

(4) パーキングパーミット制度の現状の取り組みをお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。わかりやすい回答をよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

改めまして、おはようございます。松石健児議員の一般質問に対しまして、項目の1の(3)と、それから、項目の3につきまして、私のほうから回答させていただきたいと思えます。残りにつきましては、後ほど教育長のほうから回答させていただきます。

まず1. 小学生の交通安全対策について、(3)その他、団地などでのゾーン30への取り組みは検討しているかという、そういう御質問でございますが、ゾーン30については、今後、生活道路の通り抜けなどによる交通量増加が予想されている住宅地において、検討していくこととしており、速度制限や安全対策の効率的な実施の観点から、当該地域の皆さんとの取

り組みに向けた意見交換を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

3 項目めの庁舎周辺の駐車場の整備と管理についてということでございますが、(1)庁舎、保健センター、町民会館、総合体育館、多目的運動場に附帯する駐車場の数をそれぞれ示せということでございますが、庁舎及び保健センターが122台、町民会館が155台、総合体育館が221台、多目的運動場が254台で、合計752台となっております。

(2)一般的な駐車場に比べ、1 台分の幅が狭いように思うが見解を示せということでございますが、駐車場は、道路構造令に定められた道路付属物として道路付近に設置される駐車場施設基準に順じて整備を行っています。この基準の駐車車の標準規格は、一般的に多く使用される小型自動車幅2.3メートル、長さ5メートルとされており、適切であるというふうに考えているところでございます。

(3)今後さまざまな事業等の開催及び誘致活動等に際し、駐車場の数は現状の数で妥当と考えるかということでございますが、駐車場は、庁舎、町民会館、総合公園内の体育館等々にそれぞれ設置しておりますが、通常の利用では問題がないというふうに考えております。しかし、御指摘のとおり、事業等が大規模になる場合等につきましては、現在もやっておりますが、周辺施設と事前の利用調整や臨時の駐車場の検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

(4)パーキングパーミット制度の現状の取り組みを示せということでございますが、パーキングパーミット制度は、障がい者など本当に身障者用駐車場の利用が必要な人に対して、利用証を交付することで、身障者用駐車場の適正利用を図る制度になります。保健福祉事務所及び市町の窓口において利用証の申請受け付け・交付を行っており、本町で利用証を交付した利用者は現在267名おられます。また、身障者用駐車場の適正利用に協力する施設は、佐賀県と協定を締結しており、町内には商業施設など27施設がございます。

以上で1 回目の答弁をさせていただきます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうで、1 項目めの(1)(2)、それと、2 項目めについてお答えをしてみたい。

1 項目めの小学生の交通安全対策についてということで、(1)番目、登下校時における交通安全対策はどのような策を講じているかということでございますが、学校におけるさまざま

まな安全対策の中で児童・生徒や保護者、地域の方々が日々最も神経を注いでいるものが、日々の登下校における交通安全ではないかと思います。基山町は車の交通量も多いことから、通学路での車との交通事故を防ぐために、児童・生徒が交通ルールを守るように指導することはもちろん、できるだけ事故に巻き込まれないようにするための指導を学校教育の中で行っております。

具体的には、小学校における登下校時の安全対策としては、年に1回以上の交通安全教室の開催、全校集会等での指導、地区児童会での通学路における危険箇所の確認を行っております。また、教職員による定期、不定期の登下校巡回指導等も行っております。

通学路の安全性維持のため行っている学校と国道、県道、町道の道路管理者と行う通学路点検では、改善箇所の確認を行い、道路管理者による必要な道路改修工事を実施しています。また、登下校の時間帯にあわせた防犯パトロールも行われているほか、PTAの方々や地域の方々等に通学路に立ってもらっており、登下校の安全の見守りをさせていただいております。

なお、基山小学校前の道路では、登下校時の児童の安全確保のためカラー舗装を行う予定でございます。

(2)番目、基山小学校前と町立図書館を結ぶ横断歩道の設置及びゾーン30への取り組みはどうなっているかということですが、基山小学校と町立図書館を結ぶ横断歩道の設置については、ライン30とあわせて設置いたします。ライン30とは、小学校等の施設と隣接する道路を歩行者などの安全確保のため路線で速度抑制対策やカラー舗装施工を行う交通安全対策です。横断歩道は、公安委員会との協議が終了しており、本年度中に警察での設置が予定されています。また、歩行者や生活道路の安全確保を目的とし、広範囲の区域を指定するゾーン30についても今後検討していくこととしています。

続いて、2項目めのお尋ねですが、小学生のあいさつ運動についてということで、(1)番目、あいさつ運動の重要性をどのように認識しているかというお尋ねでございますが、挨拶とは、出会った人同士が心を開いて相手と交わす最初の言葉であり、コミュニケーションの第一歩であります。特に小・中学生においては、これから大人になり社会へ出ていく上で第一に身につけておかなければならない基本的なことであり、最低限のスキルであることは間違いなくと思います。また、あいさつをきっかけとしたコミュニケーション能力とは、当然ながら一人で培えるものではなく、他者とのやりとりの中で身につけていくものであることから、あいさつ運動を通して、学校や家庭、地域で積極的に挨拶を行う環境の中では、挨拶

を自然と身につける態度を醸成することになり、有意義なことであり重要であると考えます。

2 番目、近年の成果と問題点を示せということですが、あいさつ運動における近年の成果としては、運動期間中はふだんより大きな声を出して挨拶できる児童が多いことが挙げられます。また、問題点としては、高学年の児童など思春期を迎える学年等で、声が小さくなったり、また、全く挨拶をしなくなったりするなどの傾向が見られるため、機会あるごとに、恥ずかしがらずにしっかりと声を出して挨拶を徹底させる指導が必要であることが挙げられます。

3 番目、推進のために保護者に対してどのような協力をお願いしているかということです。

あいさつ運動推進に係る保護者への協力依頼ですが、まずは現況を報告するため学校評価の項目に挙げて、どのような状況であるか保護者へ知らせております。その上で、PTAの母親部の活動として年6回オアシス運動の実施と、学校だより、学級通信等を通じて、家庭の中での挨拶の活性化について取り組みをお願いしております。

以上、お答えといたします。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1 番（松石健児君）

それでは、これより2回目の質問に入らせていただきます。一問一答でお願いいたします。

まず、第1項の小学生の交通安全対策についての(1)登下校時における交通安全対策はどのような策を講じているかということですが、まずは、日ごろ交通安全指導員や各行政区の防犯パトロール、安全な町づくり推進協議会、基山町男性ボランティアの会——通称男ボラ会、各学校のPTAの方、それと、鳥栖三養基地区安全協会などなど、多くの方々に登下校時の見守りから防犯対策などを行っていただいていますことに感謝を申し上げます。

それで、まず地区児童会での通学路における危険箇所の確認ということですが、3点まず御質問させていただきます。

ちょっと私も初めて伺ったんですが、地区児童会というのはどういった会でしょうか。また、道路管理者と行う通学路点検では、改善箇所の確認を行い、道路管理者による必要な道路改修工事を実施とあるが、具体的な事例はありますでしょうか。それと、先ほど述べた交通安全協力団体で、今さっき地区児童会と道路管理者と協議を行っているということでしたけれども、先ほど挙げました交通安全協力関係の団体との安全対策の協議等を行っての改善

策は行っていますでしょうか。

以上3点お願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

地区児童会といいますのは、学校で地区をかなり小さく分けて、登校班グループよりももうちょっと大きいんですが、分けて、大体長期休業になる前に子どもたちに地域での生活についてとかその他について指導する会ですが、これは縦割りで1年生から6年生まで全部一遍にその地区の子どもだけ集めて、そのときに、ふだん通ってきている道で危ないと思うところはありますかというところを子どもたちに確認をするために、そういう児童会というのがあります。そこでは、割と子どもたちが道路が危ないだけでなく、見えないところとか、非常に飛び出しそうなところとか、そういうところを言ってくれて、場合によっては職員が見に行き、木が覆っているときなんかは切ってもらおうと、そういうこともあるというふうに認識しております。

あと、2番目と3番目については、地区児童会と交通安全協会とのそういう協議というのは、基本的には地区児童会は子どもの会ですので、それを交えたものはありません。それを集約したものを対策協議会に学校あるいは教育委員会からの担当が持っていくというところでございます。（「具体的事例」と呼ぶ者あり）

具体的にそこで改善できたことはあったかということについては、ちょっと私のほうで詳細な把握はいたしておりませんが、建設課のほうでもし把握がされておられれば。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、点検をした後の改修工事の事例といたしましては、最近では国道3号線の車道と歩道の防護さくがございます。旧油屋書店とあのあたりの車道との分離は、トラック等の飛び込みがございましたので、そういったことによって通学中の児童への事故を防ぐというところで、3号線の道路管理者と区の役員の関係者の方とそういった点検を急遽行いまして、今現在、27年度末ぐらいから防護さくの設置を始めて、ことしまでで一応完了する予定で、そういった対策工事を行っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ありがとうございます。今の防護さくに関してですけれども、あそこが必要ないとは考えませんが、全体からすると、あそこを小学生が通学路にしているというのは非常に少ないですよ。ほかにもっと具体的に何か事例がここ5年ぐらいであればお伺いしたいかなと思っていたんですけれども、ただ、今回、私も含めて各いろんな指導員とか安全指導員の方とかいろんな方とお話をしていく中で、やっぱり危険箇所というのはかなり伺うと上がってくるんですね。学校として実際にそういった案件を吸い上げるような場というのはお持ちなんですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的には、子どもたちの意見、それと、職員が定期、不定期ですが、巡回をして確認をするというところで、そういうのがあったときは、まずは教育委員会のほうにそういう連絡はあっております。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

交通安全の情報の部分ですが、私ども建設課の道路管理者としては、交通指導員の中にPTAの代表の方が入っていただいております。そういったところから随時情報をいただいて、それを確認して安全のチェックをしているというのはございます。

それと、先ほど言われました、今、平成25年以降のところからであれば、小学校前のカラー舗装とか、そういった歩道がない道の歩道と車道の明確化をして自動車の運転者の方に気をつけていただく、歩行者の方に明確なところを歩いていただくというカラー舗装は、長野から園部、基山町全域で通学路に対して行っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

年に1回ではございますけれども、夏にPTAの協議会がございます。これはPTAの代表の方、もちろん教員の方も校長先生なんかも含めた代表の方と、地域の区長を初めとした、議員も多く出ていただいていると思いますけど、夜やっております。このときの議事録は全部目を通して必要な、ここにこういう対策をしてほしいみたいな話は、もちろん予算の関係で全部できているわけではございませんけれども、きちとした形で2年間やってきておるつもりでございますし、それから、学校と限定ではございませんけど、各区長からいろいろな改善ということで提案も出てきておりますので、カーブミラーも含めたところでかなりの部分が今、整備されてきているのではないかと。ただ、これで十分だとは思っておりませんので、そういういろいろなツールを使って町民の皆さんのニーズと安全対策というのをきちんと把握していきながら、今後もきちとした形で整備していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今、松田町長がおっしゃったのは、基山町3校地区PTA懇談会のことだと思います。あの中에서도結構意見は上がってきていると思いますけれども、参加者がなかなか固定されているというところがあります。

ただ、先ほど申し上げたように、やっぱり多くの団体、人たちの御協力で安全を守られている。今回、道路ですから踏切は入っておりませんが、いろんな危険箇所というのはヒアリングすればもっと上がってくるかと思います。逆に、そういった問題を吸い上げるような仕組みというのを御検討いただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

御指摘のように、もっとストレートにこちらのほうにわかるような仕組みを今後については考えていきたいと思いますが、どういうのが一番いいのかというのは、今からの検討課題だと思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1 番（松石健児君）

ぜひ御検討をお願いいたします。

それと、次に、小学校前の歩道カラー舗装については、これは道工29補第3号箱町・麦尾線カラー舗装工事を指すと思いますけれども、具体的にはどこからどこまで、箱町というところちょっと範囲が広いので、どこからどこまでをカラー舗装するのか御説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

全体の計画ではJ Aのスタンドの交差点のところから西側の塚原長谷川線、消防署の下の方の交差点になりますが、この間が通学路として一番児童等の数が多いものですから、こちらを対象としております。一応今のところ2カ年の計画で、今年度が中学校の交差点からJ Aのスタンド、この間を29年度で予算をいただいております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1 番（松石健児君）

幅も狭いですし有効な対策だと思いますので、進めていっていただきたいんですけど、現在、この1カ所だけですよね。今後行うかどうかは別として、候補に上がっている箇所があれば御説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、このライン30は学校等、そういったところの路線として早期に対策として佐賀県独自で行っているものでございます。

今後の対策として考えておりますのは、ゾーン30といいまして、通り抜け道路等、生活道路に今、車のスピードを抑制するというような対策がございますので、それを地域の皆さんと意見交換しながら進めていきたいと思っております。一応、小学校の周囲の図書館の通りとか、通り抜けで非常に道がやや広いためスピードが上がるようなところを意見交換で確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

わかりました。

じゃ、次の質問といいますか、この1番の(1)の全体的な部分なんですけれども、年に1回以上の交通安全教室の開催等々行われているということで、小学生に安全についての周知をされているということなんですけれども、これは私の若干的な視点も入っているかもしれませんが、現状、7年間たっていつているところで、指導員が横断するときに旗を掲げて通すから安全だという意識で渡られたりする場合もあるんでしょうけれども、登校班で真っすぐ行っていると、横断歩道を渡るとき全く左右見ていないんですよ。実際、中には立ちどまって左右見て渡る子もいます。だから、そういう指導はされているのかもしれませんが、やっぱり交差点、交通量が多いところについては非常に危険ですので、その辺の御指導というのは、もうちょっと力を入れてほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

確かに指導員にとめていただいたら、もうそこは安全だという認識で真っすぐ行く、これは我々にもそういうところが少しはあるのかもわかりませんが、やはり今の状況では、それだけでは、それを無視して入ってくる車もありますので、そういう事故も実際にありますので、子どもたちにいま一度そういうことも含めて強く指導をしてまいりたいと思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

頻繁ではありませんし、事故件数も減っておりますけれども、やっぱり多少の接触とか、以前には小学生、死亡事故等も起きておりますので、気を緩めずぜひ進めていっていただきたいと思います。

それと、先ほどちょっと話にも出しましたが、次のゾーン30についてですけれども、小学校前はライン30ということで、これは佐賀県の独自の方針ということなんですけれども、これ、ゾーン30とライン30の法的な違いあるいは設置基準等があれば、御説明いただけますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まずゾーン30というのが、国土交通省等、生活道路はおおむね30キロ制限が望ましいというのが指摘をされております。そういった中で、区域として住宅地とか広いエリア、複数の道路の生活道路となるところをスピードを抑制するカラー舗装等、あるいはハンプと言いますが、段差を意図的につけてスピードを落とすゾーンをつくるというような形がゾーン30となっております。

ライン30は、その中でもなかなかエリアとしてやっていくものですから時間がかかるというのがございます。そこで、小学校等の通学路等の危険区域、これは、道の路線として指定することでゾーン30と同じような形でのスピードの抑制をかけていくという形で、これについては佐賀県が独自に現在始めておるところでございまして、警察と佐賀県、そして道路管理者、こちらでそういった対策を講じて必要な部分を、警察は速度規制等、道路管理者はカラー舗装などの対策という形で行っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ちょっと時間がないので、(3)のほうまであわせて御質問させていただきます。

通常、速度規制での30キロというのがありまして、そこにゾーン30という道路交通法があって、さらに佐賀県独自でライン30。これ、運転者とか通行者等に関して、違いというか、30キロまで落とせばいいと言えればそれまでなんですけれども、わざわざ手続上の時間がかかるからライン30ということもわかるんですが、運転者側等について、わかりにくいということはないんですか。

それと、ゾーン30については、久留米市や鳥栖市も、隣の弥生が丘でもそうですけれども、いろんなところにもう設置されております。基山町としては少しおくられているんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、一つ目のライン30につきましては、早く早期に重要な部分を整備するということ

で使わせていただいております、また、運転者の方には、道路の路線で指定しますので、入り口と出口のほうにライン30として生活道路で30キロというような道路標識を立ててまいります。それで一応周知を行い、また、道路にもカラー舗装なりいろいろな形で視覚的にわかるように整備を進めていくところがライン30の手法となっております。

あと、ゾーン30につきましては、生活道路の通り抜けが一番と、もう一つは、速度が30キロ以上上がる道路につきましては、ゾーン30の整備で速度抑制をかけていくと。もう一つは、どうしても道路が広いと車は早く走りがちですので、そこにはポールを立てたり視覚的に狭く見せる、そしてスピードを落とすような対策というのが一番有効というふうに言われておりますのがゾーン30でございます。ただ、これにつきましては、当然生活道路として日常使われている皆様方も御理解いただく部分がございますので、ゾーン30については警察のほうで最終的に速度規制をかけますが、同意書を求められております。ですから、地区の同意等がございますので、若干調整時間を要しながら進めていくところになりますので、基山町のほうとしても、今ライン30をして、急ぐものはやらせていただいておりますので、このままゾーン30のほうで地域の皆さんと取り組んでいって、同じように交通安全の事故が抑制される道路をつくっていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ゾーン30については、当然区長初め地域の方の御理解がないと進められないということは理解しておりますけれども、例えば、各団地内、高島団地やけやき台、基山台ニュータウン等でも、中にショートカットできるような道ができております。また、9区や11区の秋光川や実松川、山下川沿線も、今、基山幼稚園があるあたりとかも、かなり狭いんですけれども、そんなにスピードも出せないんですけど、スピード規制もそんなにかかっていない、結構危険な箇所があるんですね。

あと、もう1点だけ、八ツ並線の高島団地西交差点からドラッグストアコスモスの前の交差点まで、これは三ヶ敷方面から直線であそこはたしか速度制限規制がなかったと思います。高尾病院のあたりですかね。あっても50キロだったと思いますけれども、急に高島団地交差点から中の団地内に入ると30キロになると。ただ、そういった状況ですので、非常にスピードを出す方が多い。途中には生活道路として交差点もあるということで、この辺はいち早く

認定をとっていただきたいと思うんですけれども、そのような、ほかの、あと、神の浦の坂道とか、その辺、もうちょっと候補を検討して進めていくということとはできないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今、既にゾーン30は昨年から情報提供をしながら検討している地区の団地がございます。今後も今言われたような、基山町は大規模な開発での住宅地も結構ありますので、そういったところも、団地の数を取り組みをふやしていきながら進めていきたいとは考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

だから、それに対して計画性は今のところ立てていないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今既に協議をしているところは、一応道路の、今現在、白坂久保田線道路をつくっている付近でございますので、開通前にそういった整理をするというところの目標は持っております。

また、ほかの住宅地においても、来年度からそういった取り組みの情報提供なり意見交換を進めていきたいとは考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

先ほど申し上げたのは私の見解ですので、ぜひ今後、いろんな各行政区長とお話をさせていただいて、安全な住環境づくり、道路規制をやっていただければと思います。

次に行きます。(2)の小学生のあいさつ運動に対しまして、これは(1)から(3)まで一括して御質問させていただきます。

まず1点だけ、2016年にふれあいフェスタで、基山中、基山小、若基小学校によるあいさ

つ運動が開催されています。あさつがふれあいフェスタですね。これ、去年あいさつ運動をされていますけど、どういう趣旨でやられたのか。それと、ことしもやられるのかお伺いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ことしについては把握しておりませんが、趣旨と申しますのは、やはり日ごろお世話になっておる地域の方々と一番触れ合う機会が多いところで、小中あわせて挨拶をして心を触れ合っていただくというところで、そのような趣旨なんです。最近は中学校のほうから小学校に出向いて行って、小学校の校門のところであいさつ運動をするということも常々やっております。つい12月と11月もそういうことをやったところではございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

あいさつ運動に関しては、回答にもありますように、コミュニケーションの第一歩ということで非常に大事だと思いますし、今後社会に出ていく中でも非常に大事なことだと思いますけれども、今回、平成30年度から小学校では道徳教育が始まって、これは基本的にはいじめ問題などに対処する部分が大きいとも記載されていますけれども、文科省のガイドラインでは、決まった正解のない困難な時代を生きるために、みずからの人生や社会における答えが定まっていない問いを受けとめ、多様な他者と議論を重ね探求し、納得する回答、納得回を得るための資質能力が求められる。こうした資質、能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たすと書いております。これに対して、挨拶も含めてそのようにお考えですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

全くそのとおりだというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

これも7年間ぐらい私が見てきた見解でもありますし、PTAの3校合同懇親会の意見の中でも多分過去にも出ている意見だと思いますけれども、非常に挨拶に関しては少ないですね。学校内、先生の前とか学校内あるいは朝校門に入るときは、それなりに意識して挨拶をするのかもしれませんが、おっしゃるように、高学年で多少情緒——年が上がってくると、ちょっと恥ずかしがったりして挨拶が小さい声になったり、しない子も出てくるのかもしれませんが、それでも、どんどん挨拶が向上しているという感覚は全く私はないんですよね。

50%以上挨拶しているかというのと、それも、50%にも満たないんじゃないかなというふうには私は見解しております。その辺は教育長、どうお考えですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私たちが子どもを見るとき、学校に行ったときに見るときがあるんですが、8時前後、10分間ぐらい立って見るんですが、あのときはほとんどの子どもが挨拶をしますが、問題は地域の中でどういうふうに行っているかということなんですね。ですから、今御指摘のあったようなことについては、これからの課題であるなと思っております。

ただ、最近、小学生じゃないんですが、中学生がよく挨拶をしてくれるようになりましたということは町内の人から、そういうお話しは時々いただくことはあるんです。中学校の校内に入っても、9割ぐらいの子どもがすれ違うときに挨拶してくれると。ところが、小学校は、もう御案内のように、学校の中でも6割7割ぐらいでしょうか、来客という形なんですけど、そういう現状ではあるというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

先生なり学校内ではそうだと。でも、学校内でも7割ぐらいだと。外に行くと、知らない方に声をかけられたときの対処とかもあると思いますので。ただ、もちろん私たちでもふだん挨拶しない子がだんだん顔見知りになってくると挨拶してくれるというケースはあります。ただ、やっぱりどうしても挨拶する子はきちんとしますし、しない子はずっとしない子もいらっしゃるんですよね。これが過去ずっとそうなんですけど、基山小学校でも若基小学校で

もそうだと思いますけれども、大体学校の方針に挨拶ができる子というのは必ず入っております。ことしに関しても、基山小学校は教育目標が「学びたしかに 心ゆたかに 体たくましく」ということで、この「心豊かに」という中には、相手を尊重する心や思いの心など、豊かな心を持った基山っ子の育成に努めていきます。人権教育を大切にしながら、明るく楽しい学校づくりに全職員で頑張っています。その重点項目が3つありますけど、その中に、「進んであいさつをする」というのが入っておりますし、若基小学校では、教育目標が、「いっしょうけんめいに勉強に励み 人との関わりを大切にし 未来をたくましく生きぬく子どもの育成」ということで、重点項目が、「みんな仲良し」、「大きな声で あいさつ上手」。済みません、ちょっと私、けやき台のほうは余り交流はしたことないので、そこまでわかりませんが、この重点項目の中には、「職員の資質向上」とあわせて職員の「学校教育目標の達成をめざす職員」ということまで書いてあります。これ多分、私がPTA経験から7年たってずっと毎年やっていることなんですよ。でも、ずっと毎年やっていることの割には余り挨拶が向上していないんじゃないかなというような気がします。

先ほど道徳教育の話もさせていただきましたけれども、一応指針と道徳教育の来年度からの文科省のガイドラインと、各1、2年生、3、4年生、5、6年生と中学生、わたしたちの道徳という教科書がありますけど、これ全部一通り目を通させてもらいました。中に、地域の方々との、要はそういう交通安全の方たち、立ち番をされている方とか地域の方との交流というのはあったんですが、挨拶というのは一つも入っていなかったんですよ。だから、道徳教育の中でもこういった挨拶を、全体的な中では挨拶は当然なんだということで、あえて入っていないのかもしれませんが、その辺に対して、毎年やっていることですけれども、仮に70%なら70%でいいですけど、100%に上がっていかない原因は何だと思いますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

日常的にどこの場面で子どもが挨拶しているかということを考えると、まず一番最初は家庭ですね。家庭で朝起きて家族に「おはようございます」とか「おはよう」と、そういうことができているかということを言って、「行ってきます」ということも、それができていない子がやはり何%か、何%というか、私はもう8割以下じゃないかなと思っています。そういうことから始まって、地域に出て挨拶をする、学校に来て挨拶をする、学校だけで――

ただ、学校でもほとんど教師のほうから声かけた挨拶が多いんですね。間髪入れずに「おはようございます」と言ってくれていますけれども、ただ、そういうのが自然と出てくるように地域、学校、家庭、3つでやっていかなければならない。一番意識していないのは、もしかすると家庭ではないかなということをおもったりしております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

おっしゃるように、確かに家庭に対する家庭での問題というのが大きいのは大きいと思います。あわせて先生方も積極的に頑張られていますし、PTAも協力はされていますし、先生方が手を抜いているというふうには私は思っていないんですけど、ここ7年間ぐらいを拝見して向上しないということは、やっぱりやり方に対して何かしら問題があると思いますし、3番目の問いでも、保護者の方に対してどういった協力をお願いしているかということでも、やっぱり非常に我々皆さん同じ見解かどうかわかりませんが、多少学力も先生方は大事だと思いますけど、多少学力が劣っても、礼節をわきまえている人間であれば世の中として通用していくようなお話もありますし、私もそのとおりだと思います。

そういう中では、やっぱり非常に大事だと思いますし、現在、小学生とかではアクティブラーニングということをやっていますよね。そういう中では、こういった文科省も書いていますけれども、主体性を持った生徒を育てるところは非常にアクティブラーニングの中では大事なことでありますし、ある公益社団法人の小さな親切運動本部というところが言っているんですけども、挨拶を基本としてやっていけば、いろんな地域あるいはいろんな考えを持っている生徒同士の交流、コミュニケーションですね、それを得ることによって、最終的に習慣と自立性の確立ができて、アクティブラーニングの成果につながっていくと校長先生がおっしゃっているところもあります。

そういう部分で、もう少し挨拶を、いろんなその他の教育、授業等もあってお忙しいと思いますけれども、もうちょっと方向性を変えてあいさつ運動に取り組んでいただければなと思いますけど、最後に1点だけ。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

御指摘のとおりだと思いますので、今後、少しずつでも、もっと向上するように学校に働きかけてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ぜひよろしくをお願いします。

次、3番目の第3項目めの庁舎周辺の駐車場の整備と管理についてですけれども、台数合計はわかりました。これ、庁舎西側にある2カ所の社員駐車場は加味されていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

職員駐車場でしょう。

○1番（松石健児君）

済みません、職員駐車場です。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

先ほど答弁しております庁舎及び保健センターで122台、この中には、土地開発公社で持っています、そして、今は職員が駐車しておりますあその台数は含まれておりません。この敷地内の庁舎と保健センターのぐるっと周りの分だけをカウントしたのが122台になっています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

回答書(2)のほうには、小型自動車で幅2.3メートル、長さ5メートルで適切であるとしていますけれども、ちょっとあの上の新しくできた水辺の池でしたっけ、駐車場とかあの辺は、新しくできた駐車場、ちょっと幅が広いように思いますけど、その辺は、この庁舎周辺と一緒にんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず駐車場として、標準規格は2.3メートルと5メートルというのがございまして、一応これに準じて行っております。公園につきましては、ただ、スポーツをするというところの道具等の持ち出しもあるというところもございしますので、それに一般的な幅を加えて2.5メートルでつくっているところもございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

その小型自動車で幅2.3メートルが適切ということですけど、なぜ2.5メートルがあるのかどうかということと、総合体育館の手前のほうの駐車場は、幅は同じ2.3メートルから2.5メートルなんだろうけど、多少クリアランスというか、Uの字のスペースはとっていますよね。真っすぐの一本線だけのところと、身障者用とかパーキングパーミット以外のところで間をクリアランスをとっている駐車場とその違いは、どういう基準で振り分けているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、総合体育館については、直角にとまるスタイルでございます。池のところの駐車場につきましては、四角の枠で双方がとまるような形になっておりますので、まずはラインの引き方でも一つ違いがあると考えております。

もう一つは、先ほど言ったスペースですね、駐車場も多ければ施設を利用する方に対しては利便性は上がるというふうに考えておりますので、ある程度台数も確保が必要だろうというふうに考えておりますので、そういった敷地の条件等、あるいは用途も考慮しながら、2.3メートルを基準に考えて付加をするかどうか等を行っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

特に庁舎前ですね、役場受け付け等で手続をされる方がよくいらっしゃいますけど、若い方というか、ある程度乗りおりをスムーズにできる方に関してはあのスペースでもいいかと

思いますけれども、非常に軽自動車も大型化している部分もありますし、特に高齢の方からすると、ドアをあけるときの隣のドアに干渉しやすいような駐車幅しかないんですよね。あの辺で御高齢になられた場合に杖をつくだの荷物を持っておりるとき、非常に狭いと思うので、今後、全てじゃないにしても、パーキングパーミット、身障者用のスペースをふやすというのは数に限界があるでしょうけれども、もう少し昇降しやすいスペースをふやしてもらうような計画は今後立てられないでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今、議員おっしゃっているのはわかります。確かに高齢になられたりとかいうことで、乗りおりのしやすさという意味では、今の現状の幅よりも広いほうがいいというのは、それは理解をいたしますけれども、いろんなイベントとか、そういう駐車場の台数を確保するという意味、そちらも考慮することも必要かと思いますので、その兼ね合いをどう考えていくかということになろうかと思います。これに関しては、今後検討をしていきたいというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

この後の回答も多分、今後の検討、同じような回答になるかとも思いますけれども、例えば、庁舎及び保健センターでいくと、身障者用の駐車場、パーキングパーミットが2台、町民会館で3台、総合体育館で3台、多目的グラウンドで、グラウンド西側2台、グラウンド南が3台、水辺の広場が7台、ここはちょっと多いんですけど、それぐらい、全体の総数からすると非常に少ない。中には少しクリアランスをとっているところもあるかと思いますけれども、今後、それとあわせて、先ほど申し上げましたけど、合宿所あるいは予定ではあるかもしれませんが保育所が建った場合、いろんな方がまた利用してくる可能性があります。

町長にお伺いしますが、先ほど申し上げましたように、大会誘致等々をやっていけば、大型バス等も来るようなことがあると思います。これ総合体育館では大型が4台、水辺の広場で6台、そんなに多くはない、常時使われるものじゃないかもしれませんが、活用の活性化を図っていく上では非常に少ないと思いますし、場合によっては用地買収も視野に入れ

て駐車場の確保を考えなくちゃいけないこともあり得るかもしれませんが、その辺はどう
お考えですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、駐車場につきましては、ルーティンの日ごろの役場の業務としての駐車場と、おっ
しゃったような普通のイベントのときの駐車場と、それから、この前のロードレースみたい
な非常に大きな大会のときの駐車場、ここには大きな大会を誘致するというふうなことが考
えられると思います。3つにきちんと分けて整理していかないとこの議論は先に進まないとい
うふうに思っています。

まずルーティンは、今もイベントじゃなくても、例えば、健康診断のときとかは、もうと
められません。前の駐車場でさえとめられません。ただ、逆に広くすれば台数は減りますので、
ぐるぐる回るようなことが考えられますので、ルーティンから考えると、広くするという
のは非常に難しい部分もあるかなと。で、現実に関今、そういうトラブルがあったかという
調査をしましたけれども、現段階で特別、私のほうにトラブル、報告としては上がってきて
おりません。

それから、次に、普通のイベントであれば、基山町の駐車場、周りも含めて、それから、
東明館とかも借りたりしますので、恐らく普通のイベントであれば完璧だと思います。こん
な駐車場があるところはないのではないかなというふうに思っていますので、普通のイベン
トについては安心しているところでございます。

ただ、御指摘のとおり、大きなイベントになったら、この前のロードレースでも足りませ
んでした。さっき、土地のあれを考えているかと。一応いろいろな話はしていますけど、基
本皆さんそんなにいい土地は売ってくれません。それが基本です。山みたいところは売っ
てくれます。ただ、そこは造成しなきゃいけないのでお金がいっぱいかかります。

今、まず考えているのは、多目的のグラウンドにとめられないか、あそこに下に排水口が
あって壊れるという話があって、あそこには一帯とめていませんけど、例えば、軽自動車だ
けはあそこにとめるみたいな、そういうこととかできないかとか、そういう検討もしてい
きたいと。それから、あとはピストンでやるようなやり方も考えていかなきゃいけないとい
うことで、今、そういう多方向から検討しているところです。

長くなって済みませんでした。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

台数あるいは敷地をふやせないにしても、やっぱり若い世帯、子育て世代が昇降しやすいような環境、あるいは今後、高齢者もふえてまいりますので、そういった方が昇降しやすくていろんな施設を活用しやすいような駐車場に向けての取り組みを、ぜひ今後とも検討していただければと思います。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

10時10分まで休憩いたします。

～午前10時 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、末次明議員の一般質問を行います。末次明議員。

○3番（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。3番議員の末次明でございます。本日は傍聴席の皆様、お忙しい中、また、寒い中を傍聴いただきありがとうございます。

私も町会議員になりまして2年7カ月が経過いたしました。今までは一町民の立場で傍観者として見ていたときと違い、基山町の地理的位置、周辺環境、歴史、住んでいる人の性格、コンパクトな面積や人口、どうしてもほかの市町村と比較してしまいます。その間に松田町長も就任され、いろんな事業に取り組みられました。町民の方も含めて、私も少しずつ基山町が変わってきたなということを実感しております。

しかし、議員として全国の地方を視察等いたしますと、基山町は恵まれている、いや、今までは運よく、運に恵まれていたんじゃないかなともあります。定住促進で一定の人口減少に歯どめはかかりましたが、町の施策の成果だとは思いますが、これはある程度の想定範囲の事象であったと私は思っております。

しかし、私の想定以上に深刻化し、身近に肌で感じる、このままではまずいという課題に農業問題がございます。農業従事者の高齢化と後継者、担い手がないということです。そして、農地の活用問題でございます。基山町のように小規模の兼業農家主体の営業で働く家が近くにあると、60歳の定年になっても比較的安定した収入が得られる会社勤めをやめなくなりました。ある農地の所有者に、60歳で会社をやめたら農業をしながら地域の世話でもしたらどうですかとはいかなくなっておるのです。ある方に、もうそろそろ会社をやめて農業に本腰を入れたらどうですかと尋ねました。すると、70歳まで会社勤めができそうですと答えられました。大きな社会構造の変化でございます。個人個人が自分優先にこれからの生き方を選択していかれるのはやむを得ないのかもしれませんが。私の周りを見ていると、元気に農業機械、トラクターとかコンバインに乗り回して農作業をしているのは、平均して75歳ぐらいまででございます。

そこで、今回の一般質問の1番目は、基山町の集落営農への取り組み、(1)として、基山町の農業、農地を環境保全や自然景観の維持、そして集落や伝統を継承する基盤と捉えると基山町の魅力そのものです。町長として基山町が取り組むべき方向性を示してください。

(2)として、基山町には、基山農業活性化協議会の中の集落営農部会という活動があります。この活動状況と既存の3集落営農組合——機械利用組合ですが、連携することを目指す法人化はどこまで進捗しているのでしょうか。また、事務局としての産業振興課の役割は何でしょうか。

(3)として、基山町が把握している農地所有者件数、農業従事者件数、賃貸借、使用貸借が入っている件数はどれだけあるのでしょうか。総農地面積に対する耕作面積、賃貸借、使用貸借の割合はどれぐらいありますか。

次に、2番目の質問でございます。

松田町長は、町長に就任されて以来、いつも下水道事業が非常に重要だとおっしゃっております。私もこの言葉が非常に気になっております。広く下水道と捉えると、水は高いところから低いところへ流れ、人はきれいな水を飲みたいし、また、水は1人のものではないし、刈り入れ期の人としては、上流からきれいな水が流れてきてほしいものです。子どものころは水はただとの思いが強かったのですが、今は水は金がかかるものという認識をしております。

そこで、町長にお伺いいたします。基山町の下水事業の課題と今後の計画についてでござ

います。

(1) 松田町長は事あるごとに基山町の今後の重要課題の一つに下水道事業があると言われております。何が課題なんでしょうか。

(2) 下水道事業、これは基山町全町対象で、浄化槽対象区域も含みます。下水道事業の今後の計画について、町民に納得していただく必要があります。地区説明会を実施する予定はないのでしょうか。

3 番目に、(3) 今後の事業に係る経費の試算や下水道料金の見直しはするのか。目標とする数値や今後の予定している地域はあるのでしょうか。

(4) として、浄化槽設置整備事業補助には、地区の線引きはあるのでしょうか。

以上、1 回目の質問を終わります。御回答よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次明議員の御質問に答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、集落営農の取り組みについてということでございます。(1)で町の農業・農地の環境保全や自然景観の維持、そして、集落や伝統を継承する基盤をと捉えると基山町の魅力そのものである。町長として町が取り組むべき方向性を示せということでございますが、今後、農地の集約や農家の連携を促進し、専業農家はもとより、新規就農者や兼業農家の育成を重要施策と位置づけていき、新たな作物づくりや特産品づくりで魅力ある農業の展開を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

(2)が、基山農業活性化協議会の中の集落営農部会の活動状況と既存の3集落営農組合が連携することを目指す法人化はどこまで進捗しているか。また、事務局としての産業振興課の役割は何かということでございますが、基山農業活性化協議会では、各集落営農組合の役員の方を対象に先進的に活動されている組織の視察や勉強会を実施しております。また、平成30年度の法人化設立に向けたスケジュール案を10月31日に各集落営農組合役員の方と協議いたしました。

事務局の役割は、集落営農の役員の方へ法人化に向けた体制づくりの提案や支援を行っているところでございます。

(3) 町が把握している農地所有者件数、農業従事者件数、使用賃借、使用賃借が入ってい

る件数はどれくらいあるか。総農地面積に対する耕作面積、賃貸借の割合はどのくらいあるかということでございますが、まず、農地所有者件数は農家の戸数では888戸です。それから、農業従事者件数も農家の戸数では485戸です。使用賃貸は226筆の41.48ヘクタールで、使用貸借は365筆の47.49ヘクタールとなっています。また、総農地面積に対する耕作面積の割合は約97.5%、賃貸借の割合は約28.3%となっています。

2番目の御質問で、下水道事業の課題と今後の計画についてということで、(1)松田町長は事あるごとに町の今後の重要課題の一つに下水道事業があると言われているが、何が課題なのかということでございます。

基山町の公共下水道事業は、団地開発で建設された既存のけやき台処理場などでの処理、それから、弥生が丘地区など鳥栖市への委託処理及び福岡県流域下水道施設の宝満川浄化センターへの暫定排水する方法で行っております。これが今現状でございますが、今の今後の計画といたしましては、筑紫野市、太宰府市、筑前町、基山町の2市2町で新たに建設する宝満川上流処理区域污水处理場で行う計画となっています。これが今の計画でございます。

しかし、この計画では、当町より北部に位置します筑紫野市の建設予定地へ基山町の全ての汚水をポンプ圧送するための専用の管路整備とか、それから、処理施設の建設で多額の事業費と維持管理費が必要というふうになります。今の計画をこのまま進めるとそういう必要になるということでございます。これは本町の財政負担を考えるとちょっと不可能というふうに思っております、その負担を軽減するため、この計画を経済的な方法へ見直すことが課題だというふうに思っているところでございます。この見直しにつきましては、基山町単独できるものではございませんので、現計画を立てている関係市町村、福岡県との調整が非常に難しいと。その部分が基山町の下水道の私が考える最大の課題というところでございます。

今回、こういう機会がこの課題を明確化させていただいたことは、非常に私としても意義あることだと思っております。今後、この計画の見直しについて、また、議会の皆様方に情報提供するとともに、意見交換をさせていただければと思っております。

(2)でございますが、下水道事業の今後の計画について、町民に納得していただく必要がある。地区説明会を実施する予定はないのかということでございますが、下水道事業の範囲の見直しを行うために、合併浄化槽整備対象区域の皆様へ平成30年度に入り説明会を実施することといたしております。

(3) 今後、事業に係る経費の試算や下水道料金の見直しをするのか。目標とする数値や今後予定している地域はあるのかというふうな、そういうことでございます。

今後の下水道事業につきましては、平成30年度に全体計画の見直しを行うこととしております。これは、山間部の下水道区域を合併浄化槽区域に変更するためのものでございます。このほか、先ほど重要課題と申し上げました基山町の最終污水处理場でございます宝満川上流処理区域污水处理場の見直し協議をしており、それにあわせ全体事業費の見直しをする必要もありますので、事業に係る経費などの試算を行っていくことになります。

事前にお渡ししたあれには書いておりませんが、結局、今のままの計画で上流の施設ができますと、下水道料金も大幅に上げざるを得ないような、それでやるということになると、大幅に上げなきゃならないふうになります。それから、それを回避して別の方法でやったときも、当然見直しが必要になってくるということになります。そういう意味では、短・中期的な見直しと長期的な見直しを分けて考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。この答弁では、短・中期的なほうを述べさせていただいておるところでございますが、先ほどの重要課題とあわせて考えますと、長期的なことについてもこれから考えていかなければいけないというか、まさに今、考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

今後の目標や数値につきましても、新たな事業計画の中で設定することになりますので、それに伴って事業の進捗を図っていくことになります。

下水道料金の見直しについては、平成19年度に利用料の改定を行っており、現在は污水处理費を使用料で賄っております。今後も使用料改定の必要性を判断するため、使用料試算を行い検討してまいります。

このほか、見直しでは公共下水道事業区域と合併浄化槽整備事業区域の公平な負担のため、合併浄化槽利用者への支援策も検討していきたいというふうに思っているところでございます。

(4) 浄化槽設置整備事業補助には地区の線引きがあるのかということでございますが、合併浄化槽設置整備事業は、下水道事業認可区域を除いた町内の住宅地が補助対象範囲となっているところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

まず、町長にお伺いいたします。

農業問題ですが、市街化調整区域内の優良農地の保全についてお伺いいたします。

定住促進化ができる前にまちづくり課が作成されました、中心市街地空きスペース有効活用調査等業務報告書というのがございます。これを見ますと、基山町の市街化区域内の残存農地を宅地化するということが計画的に書いてあります。実際的に、永田地区、金丸地区、吉原地区など既に市街化区域内の残存農地が宅地化されて、人口増に寄与しております。これについては私も歓迎すべきことだと思っておりますが、一方、市街化調整区域内の優良農地が今、後継者不足で、見た目では非常にわかりにくいんですが、麦や米をつくる農地として危機に瀕しております。私は、この優良農地が農地として維持できないのなら、ほかに活用したらと将来的になることを危惧しております。

市街化区域内の線引きの見直しで基山町は人口をふやそうとすれば、1万8,000人以上はできると思いますが、町長としては、今後10年、20年後までのピーク時人口はどれくらいまでが適当と考えておられますでしょうか。もう来ていただければ来ていただくほどいいということなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

最初の質問と最後の、だんだん話があれだったので、ちょっとどこから答えていいかあれなんです。市街化区域内の残存農地については、今、担当課に対して、とにかく細かい調査をしてくれというふうに言っております。結局、農業を続けたい方を宅地にしろみたいなことは絶対言うてはいかん、それは農業はきちんとやっていかなきゃいけないというふうに言っております。むしろ、できるかどうかわかりませんが、またそこを市街化区域じゃなくて、飛び地にはなってしまいますけれども、市街化区域から外すようなことはできないのかさえ今言っているところでございます。

一方で、住宅地にしたいけど、孤立した農地で取りつけ道路がなくて宅地にできないということに関しては、今年度から取りつけ道路の支援メニューを入れさせていただいて、そういう方々にはそういう相談に応じていくようにという、そういうことを、まずは市街化区域

の中の残存農地にはそういう事細かいことをやっていけというふうなことを今、やっておるところでございます。

一方で、今、県に対して線引きの撤廃の申し入れを強くやっております。撤廃ができるかどうかわかりませんが、大幅にいろいろな意味での条件がよくなる、市街化区域の外にある調整区域を少しでも宅地にできる、宅地にしたいところについては宅地にできるようなことができないかという今、調整をしております。こういう土地は、今、基山町にはたくさん残っているというふうに考えております。そして、そこが宅地になれば、まずは最初の目標は1万8,000人でございますし、次の目標は過去の最高である1万9,153人でございます。その後の目標は、その目標が達成しない限りはまだ言うべき話ではないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

基山町の魅力というのを平成28年度にアンケートをとられておりまして、基山町外から移住された方のほとんどの方、70%以上の方が、基山町は自然環境に恵まれているということで、断トツに多い回答をされております。しかし、基山町の今主な道路から見える優良農地が耕作されなくなると、基山町の魅力そのものが全くなくなっていきます。住宅地、工業地以外の農地、山林、雑種地などの土地を今後どういうふうに利用するかということは、それなりにいろんな報告書等、資料が出てきますけれども、明確に計画はされておるのでしょうか。いま一度お伺いいたします。何かはつきり今後の利用計画、農地の特に利用計画というのは何かあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

末次議員、農地全般でいいですか。

○3番（末次 明君）

農地全般で。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

農地全般でいえば、農地としてきちんと使っていただきたいと思います。田んぼであれば、水稲作付をして、それをきちんと田んぼとして生かしていただきたいし、畑としては、野菜などをつくりながら、その畑の土地を有効に使っていただきたいというふうに私たちとしては考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

次に、農業活性化協議会の集落営農部会の活動状況をお伺いいたしました。この中で、回答のほうに、平成30年度の法人化設立に向けたスケジュール案を10月に協議したということでしたが、ここで公表できるスケジュールの内容はありますか。既に各営農組合の中ではグループ化、集団化、法人化に対する動きや課題は検討されていると思いますが、何か具体的に次はどういうことをするとか、スケジュール決まっているのがありましたらお答えください。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

10月31日には、それこそ平成30年度法人化に向けたスケジュール案を私たちの案として提出をさせていただきました。その中に一番お願いしているのは、法人化設立の準備委員になられる方を早く名前を上げていただきたいと。まず、その準備委員の候補者を名前を上げていただいて、最終的には各3つの集落営農法人が3月に総会が行われますので、その総会の中で最終的に法人化に向かっていくのかどうするのかというのが決められるというふうに思っておりますので、その準備委員さんたちが決まることによって、その総会で承認を得られるということになっていけば、その準備委員さんたちと一緒に平成30年度法人化に向けて進んでいきたいというふうに産業振興課からの案を提出させていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今現在で3集落営農の組合の方々の意向としては、もう統一したほうがいいというふうな意向が強いのかというのは、肌で感じて鶴田課長はどういうふうに思われますか。やっぱり

しなくちゃいけないというふうに感じられておりますか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

3集落営農法人の役員の方々は、私個人としては、しなくちゃいけないというふうに思っているというふうには思いますけれども、やはり法人化するとき、この役員になられた方というのはそれなりの大変な苦勞が出てくるということは最初の回答にも書いていましたけど、いろいろなところに研修に行ったり勉強したりする中でわかっていらっしゃると思いますので、そこら辺を解決するために私たち産業振興課がどれだけその3つの集落営農に対してフォローができるかということも私たちの課題として受け取っております。ただ、平成30年度に向けてはぜひとも法人化に向けたところの話し合い、そして、法人化の設立をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私もこの一本化というのは不可欠で、農地を守るための最低の手段だと思っております。特に基山町は小規模農家が多くて、基山町の全体の農業従事者、そして、農地を合わせてやるとそれなりの一つのグループとして県なり国とのいろんななかかわり合いが持てるんじゃないかなとは思っております。

それで、基山町で幸いなことにいうか、この統一しようという中で、基山町の場合は小学校が一つであって、いろんなイベントや団体もつながっており、おい、こら、何かいという事で通じ合う良好な人間関係が今現在は築かれております。

今、一番農業に真剣に取り組んでいる60歳以上の農業従事者は、ほとんどが顔見知りであり、私としては、今しかないし、これが最後のチャンスだと思っております。これだけは後世には任せられないと思います。

農業というのは、農業従事者個人の問題ではありますけれども、やはり役場の職員の皆さんが提案や支援がいかにかできるかということで賛否がかかっていると思います。私としては、それなりに推進室なり、あるいは担当の職員というのを張りつけてでもこの問題に取り組んでいただきたいと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

今、末次議員の中で一本化という話がちょっと出てきたんですけれども、過去に3集落営農を一つとして法人化をしていくというふうな話の中で一本化というふうに感じられてあるならば、今、私たちが考えているのは、各それぞれの集落ごとに法人化をまず目指してくださいと。そっちのほうで、各集落営農ごとに土地柄とか営農のやり方とかそれぞれがありますので、そちらのほうでまず法人化に向けてはやりやすいんじゃないだろうかというふうに考えております。それから、その中から法人化されたところが一つの基山町の模範的なものになって、ほかの集落営農がそこに加入をしたり、一緒になったり、そういうような形で、最終的には基山町内で一つの法人というふうな形で目標を持って進めていきたいというふうには考えております。

それと、産業振興課内で特別に担当をつけたらということでもありますけれども、それはぜひともそういうふうにしたいという思いは私たちには思っております。ただ、そこまで基山町内で人的余裕があるかとかいうことを考えた中で、私たちは今、産業振興課とJAと県の組織と一緒にこの集落営農の法人化に向けて一緒に進めておりますので、私たちがわからない分については県に聞いたり、また、JAに聞いたりとかいろいろしながら進めておりますので、今のところこれでいいと、今の形でいいとは言いきれませんが、今の形でも頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今、農業に従事されている方というのは、非常にいろんなアイデアやノウハウを持っておられて、それなりの成果を出されております。各組合でのリーダーを育成するということが非常に大切かと思いますが、そういうふうなリーダーを育成する機関、あるいは役場の中で若手の職員さんにそれなりに精通した方を育成するような機関というのがないようにも思えるんですが、その辺って産業振興課の職員の皆さんの中で県なり国、いろんな研修等には積極的に参加していただけるような体制にはなっているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

私たち組織の中で、一応それぞれＪＡとかもありますように、柿部会とか普通作部会とか、いろんな部会があります。そういう部会というのが県のほうでも普及センターを中心にそういうふうな幾つかの部会が設けられておりますので、それぞれその部会の担当がおりますので、その中で部会の話し合いなりがあつた場合は、その担当が会議に出席しまして、ＪＡからとか県からとか、また、時には直接認定農業者なり新規就農者なり、いろんな地域の農業者の方々から話を聞きながら、それを基山町の農業にどう取り入れていくかということで、今、勉強させていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○３番（末次 明君）

今現在、基山町には認定農業者というのがございますけれども、これというのはある程度の縛りがあって、10名もいらっしゃらないかと思うんですが、私としては、今現在はまだサラリーマンとか公務員として給与所得で生活されているけど、将来定年で会社をやめたときに比較的スムーズに農業に従事できるような、基山町独自の農業の認定者というのを何か登録制とかしてできないんでしょうか。

基山町では幼稚園、保育園、小学校等で米づくりを、田植えをさせたり刈り取りをさせたり、いろいろ土に親しんで農業の楽しさも教えております。その若干の大人版ということで、そういうふうな何か検討とかはぜひしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

特に、私は兼業農家の方ではなくて非農家の方でも全く構わないと思っておりますので、その辺の検討はしていただけないでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

認定農業者に関しては、人・農地プランの位置づけ等もありますので、非農家の方が認定農業者になるということはまず無理でございます。そしてまた、兼業農家で主に農業以外から所得を得てある方が認定農業者になることも難しいというふうに考えております。

結果的に、今、認定農業者になられている方はほぼ専業農家というふうな形で、主に農業

所得で生活をされているというふうな感じで、これ、5年だったと思いますけれども、一度認定農業者の申請、更新とかがありますので、その中でまた会議を開いて、再度更新していかどうかというふうな形で認定農業者を決めさせていただいておりますので、今の基山町の認定農業者の基準というのをこれから先もっと下げるとするのは、課題として受けとめておきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

よろしく検討お願いいたします。

次に、基山町の農地の形態についてお伺いいたしました。今現在、もう農業ができないという農地の所有者の方については、賃貸借、使用貸借等でされているということで、特にここ最近の傾向では、使用貸借、要するにただでもいいので借りてくださいという形態が非常にふえてきているように思います。もう本当に農業というのが土地も含めて足かせになっている高齢者の方、あるいは子どもさんたちがいらっしゃるということでございます。

そこで、町としては、こういうふうな農家の方の意向のアンケートをとられるというふうになっておりましたけれども、これというのは、定期的にとらないと意味がないと思うんですが、そうするとある程度の傾向が見えてくると思うんですが、何か計画的にアンケートはとられるようにしているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

今のところはアンケートをとる予定は今ございません。ただ、先ほど言いました人・農地プランとかそういうものの作成時期になってくると、アンケートをとらせていただくようなことが起きるかもしれませんというところで、今のところ計画はありません。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

済みません、何かアンケートというふうにはほかの資料の中にありましたものですから。

それとあと、これは昨年平成28年10月3日に全員協議会の資料として産業振興課のほうか

らいただいた資料があるんですが、この中の基山町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧対照表というのがございまして、旧が平成26年9月、新が平成28年10月なんです。中身を読みますと、非常によく分析をされておるんですよね。現状から問題点、将来のこと。これというのは、役場の課内の方が、今、産業振興課にいらっしゃる方が作成されたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

はい。農業委員会のほうで作成していると思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

農業委員会の方の意見を含めて、事務局としての産業振興課がまとめられたということではないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

はい、そのとおりだと思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうやって見ますと、非常に役場の職員の方も現状を把握して、問題点は何かというのを本当にしっかり把握されて、これからどうしなくちゃいけないというのを切実に思っているというのは非常にこれでわかります。

やはり今後、認定農業者あるいは認定青年就農者、基山町の農業生産法人、集落営農組織、この方々の農業に対する取り組みについては、非常に真摯に受けとめて対応しなくちゃいけないと思うんですが、今、国策等で民間企業の参入とかもあっておりますし、基山町でも園部地区にライチの農園、あるいは長野地区のほうにもトマトの栽培のハウス等が入ってきております。この辺の民間業者等が入ってくるというのは、本当に誠実な企業なり農業者が入

ってこれればいいんですけども、一步間違うと非常に厄介な問題になりかねません。

そこでちょっとお聞きするんですけども、園部地区に進出した観光農園、摘み取りライチ農園のミキファームには、来てくださいということでゴーサインを出した一番のポイントは何でしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

一つは、2区という区域の中で、そのところにミキファームは観光農園としてライチを栽培したいということです、あの区域というのは一つは大光善寺という基山町でも有数な観光の名所がありますので、そういう地域であったということと、その地域の方がまた土地の賃貸借に応じてもらえたということで、ライチを栽培するミキファームとその地域の方、そすと町の考え方が一致したために、あそこに誘致をしたということになります。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

これからしっかりと、私としては、せっかくの自然環境はビニールハウス等が建つよりも青々とした田園風景というのがやはり一番だと思いますので、慎重に今後に対応をしていただきたいと思います。

次に、下水道問題について伺いいたします。

課題はということで、今回の計画では筑紫野市、太宰府市、筑前町、基山町の4市町で新たに建設する宝満川上流処理区域污水处理場で行う計画ということの計画でしたが、まず、この中に例えば小郡市とか入っておられないんですが、基山町も上流のほうに水を送らなくちゃいけない、小郡市も似たり寄ったりなのかなと思うんですが、小郡市のほうがどちらかというと筑紫野市のほうには近い区域もありますが、そのあたりというのは、何か経過というのはわかるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今現在の汚水の処理で福岡県の流域のほうに送っている分でございますが、現在は暫定と

して既に……

○議長（品川義則君）

質問の趣旨と答えが違う。末次議員、もう一回よろしいでしょうか。末次議員。

○3番（末次 明君）

今回の4市町の中には小郡市が入っておらないんですが、今現在、基山町は小郡市のほうにも流域下水道として汚水を流しておりますけれども、今回、小郡市がこの中に入らずに協議されているというのは、わかる範囲でお答えしていただけたらと思いますけど。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、小郡市におかれましては、福岡県流域の筑中右岸というのもまた小郡市の南側にございまして、そちらのほうで処理をされていますので、現在、宝満川上流は筑紫野市、太宰府市、筑前町、基山町の2市2町で処理場をつくって処理をするというのが当初の計画になっております。

現在、それをこの構成市と小郡市さんも含めて勉強会という形で今後の処理場のあり方について協議をさせていただいております。

概要で説明させていただきますと、それぞれ汚水処理構想において人口減等の将来見通しが、あるいは増減が少ないというのが見通しが立っておりますので、このままつくるかどうかというところの議論がございます。そして、基山町につきましては、小郡市のほうの既存の施設に余裕がございますので、こちらのほうが利用できないかというふうな形で見直しの勉強会をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

専門の建設課長よりも素人の私が答えたほうが、多分よく理解していただけるんじゃないかと。結局、ポイントは最終の処理施設なんです。小郡市は最終の処理施設をもう持っているんで、新たな処理施設に加わる必要はないということです。

じゃ、今度の4つでつくるところは持っていないかということ、ほかのところは、例えば、筑紫野市とかはほかにも持っているんです。ただ、少し足りないから新たにつくるやつには

入ろうという、簡単に言えばですね。基山町は全然持たないので、全部そこに入るということになります。だから、大体２市と２町でやるけど、処理量でいくと基山町が半分ぐらいになるぐらいの、基山町が中心となるような処理施設を筑紫野市につくろうみたいな計画が今の計画になっております。

だから、そういう意味ではコストも半分、維持費、管理費も半分、加えて基山の場合は全部ポンプアップしなければいけませんので、その経費も全てかかるということなので、莫大な費用がかかる計画になっているということでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○３番（末次 明君）

そうすると、町長がおっしゃっています基山町の財政負担軽減のために計画を見直すことが課題だということをおっしゃっていることがそのことかと思うんですが、回答できる範囲でいいですので、財政負担の少ない代案、かわりの計画というのは、基山町独自に計画するとか、あるいは小郡市の中に持っていくということなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

可能性とか負担のあれからいくと、まずは今、暫定で流している小郡市との協力の中で、小郡市の中でうまくやっていけるのが理想だとは思っています。ただ、逆に小郡市の都合もあるでしょうから、そもそもこの計画が出てきたのも、基山町で最終処分場ができないということから出てきておりますので、小郡市に流すのが理想だけど基山町につくるような選択肢もゼロではないと思っておりますし、それから、これも可能性としては低いんですけども、市全体で言えば基山町よりもさらに下流にある鳥栖市との連携みたいなものも可能性としてはゼロではないというふうに思っております。その辺のところを今まさに既存の計画の中の扱いと新しいどうやっていくかというのを、今まさに福岡県も含めた各自治体と調整をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○３番（末次 明君）

将来に禍根を残さないためにも、じっくりと議論をしていただき、町民に納得していただけるような検討をしていただきたいと思います。この問題については、知恵を絞っただけではできない問題ではございません。松田町長が大きな決断を必要とする場面があるかも知れませんが、その辺は慎重に対応をお願いいたします。

次に、下水道、これは合併浄化槽の対象区域とそれ以外の公共下水道区域についてでございますが、今回の回答の中に下水道事業の範囲の見直しを行うとありましたが、具体的に前回の今までの計画より合併浄化槽整備対象区域の範囲がふえるのでしょうか。なぜ見直されるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この見直しにつきましては、平成24年以降から山間部の地域の皆様と意見交換をしているところでございます。その中身としましては、通常、公共下水道が集合処理と言いまして、管を延ばして将来の汚水を排水するというものが集合処理になっております。今、この浄化槽というのは個別処理となりまして、各敷地に浄化槽を補助等を使って設けていただきながら、同じように浄化するというのがございます。その2つの事業のメリット、デメリットを勘案しまして、費用対効果で、同じ目的でありますので、同じような形で処理をしていくというところで、個別も集合も同じでございますので、それぞれエリアを費用対効果等の関係で分けまして事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

課長、下水道整備の範囲は広がるのか狭まるのか。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

済みません。まず、基山町は全体計画で現時点では山間部も含めて公共下水道地域としております。これを、公共下水道地域を狭めて個別の浄化槽の整備区域を広げるという形で、全体の区域は変わりませんが、処理方法が変わるというような形で考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

その当初の計画から合併浄化槽の整備区域に対象区域を変えとなると、やっぱり一番住

民としての不安は、自分のところはどっちだろうかという思いだと思うんですね。仮に合併浄化槽の補助を受けてせつかく設置したのに、5年たったら、ここは公共下水道の対象区域になりますから下水道につないでくださいというふうになると、非常に二重の負担になるわけでございますけれども、そのあたりというのは、やはり説明会を開かなくちゃいけないし、住民の納得を得なくちゃいけないと思うんですが、具体的に平成30年度というのはどういう区域をどういうスケジュールで回られるような計画をされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まずは、区域については意見交換をさせていただきました山間部、バイパスより西側になりますけれども、そちらの集合処理と個別処理の比較の説明をさせていただきながら、前回の意見交換の部分の町の考え方を示させていただきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

こういう説明会のときには、町のほうで、もうあなたの区域は合併浄化槽の整備区域になりますというふうに最初からこの案を提示していくのか、それとも、その説明会に出られた方の意見を聞いて、場合によっては変更をするということはあるのでしょうか。どちらで臨まれるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

前回、平成25年以降に行いました説明会の中で、変えたいという検討方向を出しながら御意見を伺っております。その中でも、集合でありますと、かなりの時間と財政が伴いますので、それを御理解いただいた方もいらっしゃるというふうに私のほうは感じております。

それで、今度の説明会につきましては、意見をいただいた中で町が考える区域の説明をさせていただきながら、御理解をいただく形になるのかとは考えておりますが、当然、意見、要望につきましては、出たものに対して内容を検討しながら、住民の皆さんの御理解をいただける整備をやっていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

山間部の説明会については、できるだけ速やかに開催をしていただきたいと思います。

次に、公共下水道の事業に係る経費の試算や下水道の料金の見直しについてなんですが、基山町は少しずつ公共下水道処理区域をふやしておりますが、受益者負担金というのが最初にございますよね。これというのは、土地の広さに対してかかるようになっておるみたいなんですが、具体的にどういう場合に受益者負担金というのがかかるんでしょうか。仮に100坪ぐらいの土地があったら、その土地にかかるのか、家の広さにかかるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

受益者負担金は、まず時期としては事業認可を行い、整備区域を5カ年で通常、計画いたしますが、明らかにしたときに説明会を行い、受益者負担をお願いするところになります。それで、負担につきましては、平米の450円が負担の単価となっております。これは、宅地として使われておる敷地に対しての面積に掛ける形になりますので、当然1,000平米——通常1,000平米まで大きなところは少ないと思うんですが、500平米あれば450円掛けるの500というような形で計算をさせていただいております。

これの受益者負担については、工事完成日の一部に充当するという考え方で負担をお願いしております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、この下水道の整備区域になると、否応なしに、つなごうがつながまいが、まず受益者負担金というのはかかるんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

はい。区域として事業認可をとって整備を固めた時点で、当然説明して御理解いただきま

すが、そのようになってまいります。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

基山町の広報の中で、よくあなたの区域は公共下水道の区域に入りましたので、接続はお早めにとというのがありますよね。これというのは、下水道の接続は下水道法で定められた義務ですというふうにあるんですが、くみ取りの場合は3年以内に、単独浄化槽、合併浄化槽の場合は遅滞なくというふうにあるんですが、この辺については何らか罰則があったりするんですか。それとも、町としてはどのようにして指導をされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

接続に対する罰則はございません。町としては、整備をさせていただいた中での御利用は当然していただきたいというふうに考えておりますので、その辺はお願いをしております。ただ、ある程度やはり財政的なもの、各御家庭でもそういった財政的な負担もございますので、そこはリニューアルとか、そういったある程度計画的にやっていただくようお願いをしております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あと、上下水道ともになりますけれども、基山町の場合は水道料金、上水道料金と下水道料金が一緒にされて、使用水量等のお知らせというので2カ月に一遍ですかね、東部水道企業団のほうで集金されているんですが、仮にこの料金を払わないとなると、例えば、上下水道ともとまってしまうのでしょうか。特に下水というのはどうなるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

上水道をとられているところにつきましては、上水道を使われた水の量がそのまま下水の排水量となりますので、同じ数量の請求をさせていただいております。また、支払いが滞っ

た場合は、私どものほうからそういった旨の催促等の請求をさせていただくようになるかと思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

最後になるかと思いますが、あと、合併浄化槽の補助金についても、これについてもやっぱり毎回基山町の広報で募集をされておりますが、この補助金の金額というのは、何をもとに算定をされているのでしょうか。通常の公共下水道の料金等とどのような比較をしながら、5人槽だと幾ら、10人槽だと幾らというのは、何か公式みたいなものがあるんですか。それでこの金額、決められているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

浄化槽の補助につきましては、国の整備事業を利用させていただいております。その中で、5人槽が33万2,000円とか槽に対して補助金が決めておりまして、国3分の1、県、町で3分の1の合計3分の2の補助をさせていただいて進めさせてもらっています。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、時間も来ましたので、農業問題、それから下水道問題、大きな問題でございますので、ぜひ真摯に基山町として対応していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で末次明議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

～午前11時10分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんおはようございます。10番議員の鳥飼勝美です。本日は寒い中傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、早速一般質問に移ります。

今回の私の一般質問は、消防施設の整備について、基山町の自治会制度について、御神幸祭の仮設スタンド設置についての3点について質問いたします。

まず、1項目めの基山町における消防施設の整備についてでございます。

基山町消防団は100年以上を超える歴史と伝統があり、現在の団員数192名、そのうち女性消防団員16名で、各団員の皆さんは各自の職業に従事しながら、消防団員としてふるさと基山の安全と安心、町民の生命と財産を守るため日夜活動されており、その活動に対し大変敬意を表するところです。

さて、消防の任務とは、消防組織法第1条で規定されており、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とうたわれておるところでございます。自治体消防機関として市町村に消防団を設けなければならない、消防は市町村長が管理し、市町村が消防の責任を負い、その費用の負担は市町村とされているところでございます。このことから、現在の基山町消防団の管理運営の現状と消防組織法との観点から、次の項目について質問します。

- (1) 市町村の消防施設の整備責任と管理は誰か。
- (2) 消防団の装備の基準の改正に伴う基山町の対応状況は。
- (3) 消防施設整備計画は策定されないのか（老朽化している消防格納庫等）。
- (4) 基山町消防施設整備補助金交付要綱は廃止すべきではないか。

次に、2項目めの基山町の自治会制度について質問します。

基山町の自治会制度は、現在、第1区から第17区までの実組織として活動されており、住民自治の観点から今日まで健全に運営されているところでございます。しかしながら、今日の急激な少子・高齢化のもと、各自治会の組織率の低下や役員へのなり手がいないなどの課題も表面化しておるところでございます。また、基山町の行政と各自治会との関係において

も、行政が自治会に各種の協力を依頼する業務が著しく増加する傾向があつて、自治会本来の自治活動と競合するようになってくるなど、問題点があるところです。今後の健全な自治会運営を図るために、町長としてはどのように考えてあるか、次の項目について質問します。

(1) 基山町における地域の自治会制度の現状についての町長の見解は（自治会長と区長との関係等も含め）。

(2) 周辺自治体における自治会制度の現状はどのようなものか。

(3) 今後の基山町の自治会制度について、町長はどのように考えているか。

次に、3項目めの御神幸祭の仮設スタンドの設置について質問します。

毎年9月23日に実施されている、基山町最大の伝統芸能である宮浦荒穂神社の御神幸祭、通称ドンキャンキャンは、近年、町内外から多くの観覧者が訪れておられ、年々盛り上がりを見せておるところでございます。しかしながら、観覧者の皆様方には2時間ぐらいの間ずっと立ち続けていなければならないという状況で、特に高齢者の方は、私を含め立ち続けることに苦痛に感じられておるところでございます。

そこで、今回の私の提案は、(1)この御神幸祭の際に観覧者用の仮設スタンドを設置する考えはないのか質問します。

第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

鳥飼勝美議員の御質問にお答えいたします。

3項目めにつきましては、大串教育長のほうから回答させていただきたいというふうに思っています。私のほうからは1と2の答弁をさせていただきます。

まず1. 消防施設の整備について、(1)市町村の消防施設の整備責任と管理は誰かということでございますが、消防施設の整備については、消防組織法第6条及び第8条に基づき市町村が行うこととされています。また、管理責任については、施設を直接的に管理する消防団等に善管注意義務が課されていますが、最終的には消防団を条例に基づき管理する市町村にあると考えております。

(2) 消防団の装備の基準の改正に伴う町の対応状況はということでございますが、平成26年2月に消防団の整備の基準が改正され、平成26年度の消防車両更新の際に、両方向の情報

伝達が可能な情報通信機器として、トランシーバーを各部に配付しました。また、救助活動用資機材の充実といたしましては、チェーンソーや油圧ジャッキ等を配備しております。そのほか、安全確保のための装備としては、安全靴や耐切創性手袋、防塵マスク、防塵ゴーグル等を各部に配付しているところでございます。

(3)町の消防施設整備計画は策定されないのかという、そういうことでございますが、現在、消防施設のうち消防自動車やポンプにつきましては更新計画に基づき更新を行っております。しかし、消防格納庫につきましては、各行政区で管理していただいておりますので、現在のところ、消防格納庫に関する消防施設整備計画の整備計画を策定することは考えておりません。

(4)基山町消防施設整備補助金交付要綱の廃止についてということでございますが、東日本大震災以降、消防団の強化に関して新規制定された法律などもありますので、要綱の補助基準の見直しや補助品目については、額の適正化等について検討したいというふうに考えているところでございます。

2. 自治会制度の見直しについて。

(1)基山町における地域の自治会制度の現状について、町長の見解はということでございますが、区長制度については、地域から推薦等をされた方を区長として委嘱していることから、地域の自治会長と区長は代表者や活動区域が同じとなり、組織についても一つにまとめられた形で運営されているところがほとんどでございます。この区と自治会が表裏一体となって活動いただいていることにより、地域住民間の交流、自主防災、交通安全、環境美化、青少年育成など幅広い分野にわたるまちづくり活動を自主的、継続的に、地域の実態に即した形で取り組んでいただき、大きな成果を得られているとともに、自治会からの要望や提案、行政からの連絡等がスムーズに行われる等、すぐれた制度だというふうに考えているところでございます。

(2)周辺自治体における自治会制度の現状はどのようなものかということでございますが、近隣自治体の自治会制度としては、鳥栖市では地域づくり基本構想を策定し、まちづくり推進協議会の設立が行われております。この協議会は小学校区単位で構成され、自治会では対応が困難な課題に広域的に対応するもので、複数の自治会がその構成団体の一つとなっております。

また、本町のように行政区を中心に自治会活動が行われている自治体がございます。まち

づくり協議会制度やコミュニティ制度を取り入れている自治体でも、区長は存続して地域活動の中心となっているところでございます。

(3) 今後の基山町の自治会制度について、町長はどのような考えかということでございますが、本町では、現在、17区制による自治会が町民の中で定着しており、その活動も公民館を中心に地域住民の交流や自主防災の取り組み、地域住民の健康増進への取り組み、青少年の健全育成等、幅広い分野で活動が行われております。周辺自治体では、まちづくり協議会制度やコミュニティ組織制度による活動が小学校単位で行われていることを考慮すれば、本町では2団体というふうになってしまい、規模的に実態とそぐわないのではないかというふうに考えているところでございます。

私のほうからの答弁、1回目は以上でございます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

3項目め、御神幸祭の仮設スタンドの設置についてということで、(1)番目、荒穂神社の御仮殿で行われる御神幸祭の観覧者用仮設スタンドを設置すべきではというお尋ねでございます。

昨年度までは、観覧者用として御座を15メートルと、その後ろにベンチ6脚を置いておりましたが、立ち見の方が多い状況でしたので、今年度はさらに多くの方に着座の上ごらんいただくために、基山シール会の協賛を得て、新たにベンチを製作したほか、芸能披露が行われる御仮殿前広場の北側にもベンチを置くなどして、座れるスペースを増設いたしました。今後は仮設スタンドの設置の検討など、さらに多くの方にゆっくりと御観覧いただく環境を充実させてまいりたいと考えております。

以上でお答えとします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

今回、消防関係を質問するに当たって、私も久しぶりというか、消防関係の関係法令、他の市町村を勉強させていただきました。ちょっとそこで思っ、第1項目めのこういう問題を

出しております。

消防というのは、昔、江戸時代、町火消からいろんな消防の発祥がなっておると思いますが、昔は区域の小部落、地域の団体のコミュニティの関係で相互扶助といいますか、そういう関係で消防団が発足されてきて、今のような市町村合併等に乗って、この大きな消防団ということになっております。

ここに回答がっておりますように、消防組織法の第6条、第7条、第8条に、こんなに明確に費用負担、責任の問題を規定されてあるとは、私もこれを見るまでわからなかったんですよね。結局、消防に関しては市町村の責任と費用負担で、全て消防に関することは市町村がやりなさいというふうな規定を受けているんですよね、書いてあります。それで、回答にも市町村が負うとされておりますと。管理責任についても市町村であると考えておりますというふうな回答をいただいたことを前提に、続きまして、次の2項目に移りたいと思います。

消防団の装備の基準の改正に伴う基山町の対応状況ということですけど、これが消防団の装備なり団員の処遇、効力が大きく変わった法律が、平成23年3月の東日本大震災の大災害を受けて、多くの国民の方、多くの消防団員の方が殉職されたということで、平成25年12月に、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」という法律が制定されております。

その前に町長、この法律読まれたことありますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

詳細までは読んでおりませんが、法律の存在は存じ上げております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

この中に、消防団の強化に関して重要な施策がうたわれております。これは、だから多くの消防団員が亡くなられたから、装備の充実とか、中に具体的にありますが、国及び地方公共団体の責務が第4条に大きくうたわれております。第8条で消防団の強化がうたわれております。それと、第10条で公務員の消防団員の加入促進ということ、それと、第13条で消

防団員の処遇の改善がうたわれております。それと、第14条で消防団の装備の改善がうたわれておるところでございます。

ちなみに私が調べましたところ、基山町の消防団員の公務員の比率は13%ということで、県内のほうでは7%、8%、10%以下のところもあるけれども、この点については基山町の町職員の方の消防団加入率は非常に進んでいるんじゃないかと思っておるところでございます。

それと、1つ私が調べてびっくりしたのは、消防団員の報酬、10年ぐらい前までは消防団員の報酬はなかったと思いますよね。あと、今、消防団員の年間の報酬が条例上は団員1人当たり9,500円支給されております。県内の状況は、市町をこの辺調べましたら、総務企画課長、鳥栖は幾ら支給されておりますか、団員報酬。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

鳥栖市の場合は、団員につきましては、年額でございますけれども、年額で4万1,000円となっております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これは一概に団員報酬はすぐ比べられないものもあるでしょうけど、3倍ぐらいの差があるんですよ。同じ団員数で、恐らく出動回数あたりはほとんど変わらないと思います。

ちなみに、何で鳥栖市が4万1,000円の支給をしてあるかということは、今までにずっとありましようけれども、これは国からの地方交付税の措置が団員1人頭3万6,500円が交付基準の単価として各市町村に交付税として支給されているんですよ。鳥栖はそれについて4万1,000円ということだろうと思いますけど、基山町が9,500円というふうに、非常に低額になっております。ほかの筑紫野、小郡とかというところは3万円ぐらいとかなっていますけど、ここで法律の改正を受けて、消防団の処遇の改善等々がうたわれておりますけど、この法律改正に伴っての基山町の団員報酬等についての考え方というのは全然変わっていない、今までどおりということで、この法律の改正に伴って団員報酬なりをアップするとか、そういう面の検討とか、そういうことはされましたか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど鳥栖市の部分の年額について触れさせていただきましたけれども、一方で、費用弁償的な形になるわけですが、出動手当というのが別に本町の場合、支払いをさせていただいておりますけれども、そういった費用弁償的な部分を鳥栖市の場合は定めていないとか、その年額の中に含めて支払いをされているようでございます。うちの分をそれらの費用弁償部分を含めると、年額で申し上げますと、いろいろな行事だけでございますけれども、実際の火災の出動は別にして、その部分が年間で2万4,000円程度でございますので、それを合わせると、議員おっしゃったような、国の算定根拠よりも若干低うはございますけれども、それなりの金額にはなっておりますので、そういったところを合わせたところで現在のところは考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

そういう費用弁償的なことで2万円ぐらいになっているということでの回答でございました。

しかし、私は、交付税で3万6,500円の市町村に対して団員報酬の交付基準があるのに、鳥栖市の場合はそれを超えて4万1,000円を払っていると。それで、今、総務企画課長が言われましたように、費用弁償とかいろんな費目でやっていると言うけど、やはりこういう団員報酬というか、これは佐賀県内の市町ごとの消防の組織概要図を県のインターネットからとったんですけど、（資料を示す）これがやはり、そういうのを出していますということはわかりますけど、それならばもう少し研究されて、基山町の一生懸命頑張っている消防団員に9,500円しか払っていないで、3万6,500円国から来ておるとに9,500円しか払っていない、逆に言えば基山町がピンハネしとるとやないかと、極端にいくと、そういうふうに捉えられかねない問題だと思うんですよ。

町長、この辺の見直しとか、すぐはできないと思いますが、やはり鳥栖市が4万1,000円、小郡市が3万6,000円払っておるのに基山町だけ9,500円しか消防団員の報酬がないということになったら、今まで少子化で団員不足で各部は大変困っていると思うんですよね。ま

た後で言いますけど、格納庫の問題も含めて。だから、やはりこういう最低の交付税 3 万 6,500 円来ているのに 9,500 円しか報酬を基山町は団員には払っていないという、こういうことは私はなくすべきだと思いますけど、町長いかがですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先ほどの総務企画課長の答弁にありましたように、9,500 円プラス補償費というか、全部足せば 3 万 4,000 円ぐらいにまずはなります。もちろんそれ以外の出動もあっていると思いますので、少なくともちゃんと活動していただいている、本当に頑張っていただいている消防の方は 3 万 6,500 円、いわゆる国の基準よりもちゃんといただかれている、計算上はなると思います。

御指摘のような感じで、何もせんで 3 万 6,500 円じゃ、出せばいいんじゃないかといったときに、ほかのところの自治体の研究をしてみなきゃいけませんけれども、名前だけの方というのも必ずしもいないわけではございませんので、だから、その辺のところも含めて、どういう形が今の消防団員の皆さんに一番理解していただけるかというのを、消防団員の皆さんとまた話し合わなきゃいけないようなテーマじゃないかなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

町長のそういう答弁はわかります。この際、このいい機会といいますか、これだけ法律も変わって、消防団に対する状況が変わってきているから、私は、町長、総務企画課長でどうのこうのじゃなくて、これは第三者機関である消防委員会なり、そういう諮問機関に諮問されて、このあり方、近隣の市町村の報酬なり費用弁償等も含めて、やはり内容を検討していただきたいと思っておりますけど、総務企画課長どうですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

町長も先ほど答弁されましたように、他の自治体であったり、そういった部分も含めて検討しながら、最終的にはそのあたりについては消防委員会の御意見も伺いながら、それにつ

いては十分検討させていただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ぜひお願いしたいと思います。

次です。次の同じく法律の第14条に、消防団の装備の改善がうたわれておりまして、消防団の装備の基準というのが示されておりますよね。その中で、先ほど町長の答弁にあったような、いろんな設備、器具等を備えつけられておりますけど、これでこの基準に沿った装備は大体100%基山町消防団としては法律で示された消防基準はクリアできているというふうに捉えていいんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

装備品についてが、手袋であったりゴーグルであったり、そういった部分についてが、現在のところ団員数全てという形にはなっておりませんので、そういった部分を考えますと、最終的に団員全員に配付まで考えますと、決して完了したということにはならないのかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

さっきの回答の中で、この基準から漏れているのが若干見受けられますけど、防火一式、防火手袋、携帯用無線機、車載用無線機、可搬ウインチ、避難誘導用器具、夜間活動用器具、後方支援用資材、エアテント、非常用備蓄等々が、ちょっとさっきの回答から、この基準から漏れておりますけど、そういうところについては、整備はもうしなくていいというか、既に整備しているものがあるというか、その辺をお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今申し上げられた部分でお答えするならば、エアテントに関しては本町装備しておりませ

るので、その分は今後整備をさせていただきたいと思っておりますし、あとの分については、本町のほうで整備をさせていただいておりますので、その分については完了しているというふうに認識しております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

こういうことを消防団の、これも東日本大震災で多くの団員の方が亡くなられたということで、安全面もありますので、今、総務企画課長が言った、基山町が非常に充足率はいいようでございますけど、今後とも最低でも基準には達するように整備方をお願いしまして、団員の安全なり避難誘導等に生かしていただきたいと思っております。

それと、3番目です。消防施設整備計画は策定されないのか。老朽化している消防格納庫。

つまり、消防費用というのは基山町の施設ですね。施設には、いろんな施設があります。消防ポンプ自動車、防火水槽、格納庫。それで、ほかのをずっと調べましたら、ほかの項目については全部基山町が先ほどの第1項目で基山町が責任を負って費用負担となりますけど、この格納庫については、消防施設の大事な隊員の詰所である格納庫については、これは各自治会、各部の所有地、各部の管理、何かあったらそれに補助金を出しますよというふうな、今法体系になっているようなんですが、これを県内なり調べましたら、どこの市町でも、後で説明しますが、こういう補助金交付要綱自体はないわけですね。全部市町の経費をもって消防格納庫、ポンプ自動車、防火水槽等々を整備されておるんですよ。基山町だけが消防格納庫はまだ歴然と戦前戦後の体制で各自治会で設置して、それに補助金を渡しますよというふうな体制になっているんですよ。

私はこれを調べたときびっくりしたんですけどね、私が昔やっていましたころは、それは当然各部がするものと思っていたんですよ。だけど、これを調べ直したら、これでびっくりしたんです。だから基山だけが、どこかの消防組織法なり条文改正になったときにそれに乗っかっていないんじゃないかと思うんですよ。恐らく戦前戦後とかは各部で整備するというふうな風潮になっていたと思いますけど、その辺について、現在、消防格納庫の整備を必要とするところは何部ですかね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、県内で本町だけというお話でございましたけれども、あと、市でいきますと1市、それから、本町以外にもう1町ございますので、県内で言えば1市2町が補助金制度によって実施をさせていただいているということになります。そういった部分を受けて、現在のところは、これまでもずっと補助金という形で各部と申しますか、それを支えていただいております各区に建設についてはお願いをさせていただいたところでございます。

確かに消防車両を格納するわけですから、そういった部分について、町が建設するのが当然じゃないかという考え方もございますけれども、その分については、県のほうにも確認をとってみましたけれども、一概に町が必ず建てなければならないということも言えないという回答をいただいておりますので、そういった意味では、確かに他自治体については、県内の自治体の多くについては、今、市町のほうで建設をされているということでございますけれども、うちのほうとしては、現状としては補助金でお願いしたいということと、もう一つは、これまでそれぞれの部について建設をしていただいておりますけれども、やっぱり部の状況によって大きさであったり必要性であったり、そういった部分がございまして、そういった判断をしているところでございます。

それと、老朽化している部分については、第2部、それから、第7部、そういったところが建設をされてから相当期間がたっているのではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

総務企画課長が町でしたくないための言いわけを今述べられましたけれども、第8条を読んでください。消防組織法第8条、「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」になっています。それを基山町は1市2町が県内でしていないから、今までどおり町ではしない、各部に任せると。これは法律の抵触しているんじゃないですか、町長。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

過去の経緯とかを十分に把握しているわけではございませんが、まず直感的に申させてい

ただくと、ということになると、今、区と一体的にやっている格納庫自体の全面見直しをしなければいけない。多分、格納庫は4つぐらいでいいと思います。だから、そういう見直しをきっちりやらないと、今のままで全部町がやるというのは私は違うんじゃないかと。今はまさに、そういう区制度と消防が一体的になっているので、補助という形になっているんじゃないかなというふうに考えております。

だから、基本計画の話がありましたけど、そちらのほうがいいということになれば、格納庫についての大幅見直し、そうなってくると、それは基山町全体の消防の見直しにもつながる話なので、慎重に消防委員会であったり、まずは消防団員の皆さんと話し合わなければいけない話ではないかなというふうに思うところでございます。

だから、多分、町でとか市でつくっているところは、そんなに格納庫が基山町の規模で何個もあるみたいな、そういうところはないんじゃないかと想像します。だから、そこを今の制度の中で万歳形で一番いいと、今の段階でいいのは、格納庫に関してだけは補助という、そういう形になったのではないかなというふうに推察するところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

30年、40年前のころは、防火水槽も地元負担やったです。防火水槽は地元負担して補助をやる形だったんです。それは市町村がするようになったんですよ。それで、格納庫だけは、これだけが落ちているんですよ。ということで、今されよと思いますけど、総務企画課長、ネガティブにならんで、担当係長もここに同席していますし、やる気満々と思いますので、これはやっぱり基山町の全体の消防行政の一番の最たる基本的な問題と思います。

私は何度も言いますが、消防組織法にこれだけ第8条に消防施設——消防施設の最たるものは消防格納庫です、消防ポンプ自動車を入れる格納庫ですよ。それは市町村の責任で費用負担をしなければならないと法律で明記されているんですよ。だから、いろんな問題で過去のいきさつとかおっしゃるけど、これはぜひ早急といいますか、消防委員会なりいろんなことを諮って、この問題については早急に対策といいますか、してほしいと。意気込みは、総務企画課長、やる気はないんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほども繰り返しますけれども、実際のところで申し上げますと、現状、補助金額としては400万円を限度として補助をさせていただいています。そういったときに、消防車両を例えば今の1台を格納するためだけであれば、少なくともその金額でも足り得ると思っておりますし、今後、そういった標準的な建設費を出して、それを超えて施設を入れられる場合もあると思いますので、そうした部分で額の見直し等については検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

端的に私、第1区の第2部の管轄で第2部消防で守っていただいておりますけど、第2部の格納庫、トイレもないとですよ。駐車場もないとですよ。この前、私のところに団員の方から、警察が来ておりますけど言われたら、ちょうど15日の夜間訓練で路上駐車していたら通報があったそうですね。それで、調査を受けたということで、駐車場をどやかしてくださいとうちの区長たちもあっていると思いますが、そういう劣悪な環境のもとに第2部はあるんですよ。これを各区の地元のことから町のほうは全く知りませんよと、そういう考えでいいとは思っていらっしゃらないと思うんですね。しかし、地元が何もせんならば町は何もしませんと。あくまでもですね。もっと国に対してでも、こういうところが悪いから消防団を担当する総務企画課としては、これはやっていないから、区長、一緒にどういうふうにやってみましょうかねと、そういう積極的に働きかけて、移転の問題——今、若干移転の問題も第2部はなっていますが、そういう面について今後、研究していただきたいと思っています。これは要望です。もう答えは一緒だと思います。

次、4番目。これが大きな問題なんですよ。基山町消防施設補助金交付要綱があるんですよ。

この要綱には、こう書いてあります。第1条の趣旨、消防施設を購入し、または設置しようとする団体、区、各部に予算の範囲内で補助金を交付することができると。それで、補助をする。消防ポンプ自動車、防火水槽、格納庫、サイレン施設は補助をするというふうな補助金交付要綱がいまだにあるんですよ。これは格納庫まであるんですよ。消防ポンプ自動車も全部補助をする。補助をするということは、管理の主体が各区にあるということを裏づ

けているんですよね。だから、補助金交付要綱とかをまた見直すとかという先ほどの答弁があったんですが、見直すどころか、基山町が町で管理します、費用負担しますと言いながら、ここでは補助金交付要綱が出て、補助金をやりますよというふうな要綱がいまだに残っているんですよ。これは早急に廃止すべき問題じゃないですか。副町長、その辺相当詳しい、前の消防団員でもあるけど、この廃止、町長はその辺余りあれでしょうけど、この廃止の、前の総務課長だけど、副町長、考えはどうですか。これがあってもおかしくないですか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

今、鳥飼議員の理論から言うと必要ないというふうには思いますけれども、実質的に、やっぱりこの補助金要綱そのものが自主防災組織とかそういう自治消防とかに補助するようなことができるのかな——今、そこがちょっと私も覚えておりませんが、そういう要綱があれば、この補助金要綱については、自治消防組織にも補助することができるという要綱であれば、残しておく必要があるかと思いますが。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

要綱は見直すべきところは見直します。ただ、廃止はいたしません。まだ格納庫については議論は全然進んでおりませんのでですね。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

苦しい言いわけですけど、これは当然廃止すべき要綱であると。地区組合とか、それはそのときにつくればいいんですよ。必要な、そのときそういうかかってきたときに新しくつくればいい。そういうことで、並行論かと思いますが、これは、この補助金交付要綱をつくっているということは、そういう消防施設は町の財産ではありません、各区の各部の財産ですよということを裏づけているということを言って、この項については終わらせていただきます。

消防行政、大事な町民の生命財産ですから、担当係長も来てもらおうとるけれど、十分ひと

つ、課長がせんときは尻打ってからやっていただきたいというふうに思っております。

次です。これが、自治会制度、非常にこれは難しい問題で、延々と続いておる問題ですよ。私も今まで小森前町長るとき、1回ですかね、七、八年前に質問させていただいて、あのときも質問したけどはっきりした結論が出ていないようで、難しい問題です。

先ほど答弁では、基山町の自治会制度は非常にすぐれた制度で、今後見直しをする余地は全くないと、非常に名答弁が出ています。私が質問したことがまずかったというふうな回答になっておりますが、町長、こういう認識で全くこのとおりでいいというふうに現状認識を考えられていますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、全くないとかどこでも答弁しておりません。問題があれば、それは改正したりいいものによりしたいと思っておりますけど、今の制度は、町長になって今2年、だんだんたってきますけど、知れば知るほど、17という区制の中でそれぞれの区で自治会的に非常にいい仕組みで今動かれているんじゃないかなというふうに思っています。加えて、けやき台みたいに、その4つが合同でまたやられたり、どこどこの区とどこどこの区がまた連携してやられたり、そういう動きも出てきておりますので、今の形に不満はございませんという、非常にいい制度だというふうにお答えはしましたけど、何というか、完全無欠だみたいな、そういう感じのお答えはしておりませんので、そこは誤解のないようによろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

町長は2カ月ぐらい前やったですかね、この自治会制、区長制の問題は議会とともに勉強していきたい、あの意気込みはもうなくなったんですね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

各議員、また、各区にもお戻りになって、また区で議論していただいて、その結果を区と

議会の方と一緒にぜひ議論させていただければと思います。執行部と議会が議論するだけではなくて、地域の方が入って議論しなければいけないというふうに思っています。まず各議員におかれましては、各区に戻って、その議論をまず成熟化させていただくことが大事だというふうに思っております。そして、私はその後で、逆にぜひ議論をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

町長、それは反対じゃないですか。町長と区長たちと執行部が詰めて、それで議会にこういう案がどうかというのを出すのが今の地方自治法上の二元代表制からいって、執行権は町長にしかないですから、それを議員がというふうにされるんじゃ、あくまでも執行部側が区長——それは聞きますけど、総務企画課長、この自治会制度の現状なり今後のあれについて、区長たちと協議されたことはありますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今後のあり方という形で協議をさせていただいたことはございません。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私は8年ぐらい前、小森前町長のときにこの問題をして、やはり担当者と行政側と区長なりの方々と先進地を調査していろんな、何といいますか、行政文書の配布の仕方とか、そういう問題とかいろんな問題について研修をして調査をしてくださいと頼んだら、そのときの答弁書を持っていませんけど、このことに努めたいというふうな答弁をいただいたと思うんですよ。

やはり担当課なりが先進地研修に区長会たちと総務企画課長たちと一緒に、先進地のそういうえらい進んでいるところがあるんですよ。そういうところに研修をしてもらって、こういう事案があるけど、これが基山町に当てはまるか当てはまらないかを含めて、この調査研究をぜひ私は特別旅費を組んでも行ってほしいんですけど、そういう研修とか行く気も全く

ないのですか。ちょっとあとは私、質問されませんが。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

一つ私のお答えの仕方が悪かったのかもしれませんが、ここで言う自治会制度という部分と、うちが実施をしております区長制度といった部分のところは、少し違う部分があるんじゃないかと思っております。今、鳥飼議員がおっしゃっている部分は、どちらかというと、いわゆる自治会のコミュニティ制度みたいなところではないかと思っております。そういった部分に関しては、いろいろと御意見もいただいておりますので、これは執行部だけではごさいましたけれども、県内では嬉野市が若干先進地ということもありましたので、そちらのほうには私と町長、それから、まちづくり課長などと一緒に勉強などをさせていただいておりますし、そういった部分については、前回の議会のほうでも議会とも勉強会なりをしたいということを町長もおっしゃっておりましたので、そういった部分については、区長制度ということではなくて、自治会制度というか、地域のコミュニティのあり方というところでは検討していくべきかなというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ああ、嬉野に行かれたですね。その話は聞きました。その結果は、議会と話し合うと言われたが、その結果は全然もう2カ月ぐらい出てこないんですけれども、研修は行かれた。それで、あとはもう放ったらかすと。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

嬉野に行って、基山町のほうがいいと思いました。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ああ、基山町がいいから、もう改革はしなくていいということでさきの答弁が出たという

わけですね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

必ず制度にはいろいろな問題点がありますので、そういう問題点の修正的なもの、改善的なものは、今の制度についても必ずやっていきたいと思えますけれども、今の制度を大幅に見直す気持ちは今の段階では私にはございませんという、そういうことで御理解ください。よくすることは、いかようにでもよくしていきたいというふうに思っておりますので、そういう御意見はぜひまた区長方々、そして、地域の住民の方々、そして議会の皆さんと意見交換させていただければというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それじゃ、もう全体的な見直しという——次の質問がされんごとなつたけど、結局、一つの提案ですけど、一番問題なのは、区長たちに非常に文書が各課からそれぞれダイレクトというか、相当区長たちも自分の行政文書の取り扱いの基準とかありましようけど、繁忙であると思うんですよ。だから、区長たちに文書をするのは私は区長に直接渡すんじゃなくて、本当は、これは大きく改正の中に基山町区長会連合会じゃないけど、そういう組織をつくって、そこを業務委託をとってやるとか、いろんな方策があると思うんですよ。だから、今の各課から相当数の私たちに回ってくる、区長を回して行政文書が来ていると思いますけど、その辺の取り扱いについても、全く調査研究とかはされていないですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは配布文書につきましては、特に行政連絡等に関する部分については、まずは全戸配布を月2回させていただいております広報きやまをできる限り利用するようにということは各課に申し上げております。ですから、そういったいろいろと回覧等をお願いする場合もございますけれども、とにかく時期は1日、15日に発行するというのは決まっておりますので、そちらで文書になるべく減らしていくようなところでは努力をさせていただいている

ところではございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今御指摘のような御指摘は、私の仕分けの中で言えば、大幅な見直しの中には入っておらず、修正のほう、改善のほうに入っておりますので、そういう配布の話は、今の話以外にも組合との関係とかで組合に入っていらっしゃらないところで区長が大変御苦勞されている話は聞いておりますので、それは改善とかそっちのほうの話だというふうに理解しておりますので、それを見直さないということは一切言っておりませんので、それはこれからも検討していきたいと思います。

ただ、今の大枠の体系についての見直しは考えていないという、そういうことでございますので、よろしくお願いします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

その大枠というか、基本的なことを変えるつもりはないというのは、私はおかしいと思います。やはり変革していかなければならない時代の状況とかあるから、それを最初から全否定して細かいところだけしますよと、その町長の考えは、私はどうかと思います。

それじゃ、一つ。ことしの10月に議会の総務文教常任委員会の現地調査で大分県の宇佐市へ行ったんですよね。宇佐市の市役所に行きまして、自治会連合会の会長とか10人ぐらい来ていただきまして研修会を持った。そのとき、ここが非常に一生懸命地域活動づくりでされて、自治会連合会の会長たちも一生懸命されております。

その中で1つ、今、基山町は町長が区長を委嘱されていますよね。ここの宇佐市は、区長は平成27年から市長から委嘱された区長ではなくなっているんです。そのことはどういうことかということ、自治会の自主性を高め、市と対等かつ独立した立場で一つの環境を構築していくというふうな大きな基本目標の中で、区長は町長の下請けじゃないですよ。同等な感じで自治会活動をするということで、基山町の場合は区長は自治会の会長であり、もう一方は町長から委嘱されて報酬をもらっている嘱託職員と、そういうふうな二重構造に基山町の区長会の区長たちの任命関係はなっているということだけは、町長、認識してあると思いま

す。

だから、こういうことでいろんなことがあります。町長は全然、もう大きなことは何も改革しませんじゃなくて、いろんな汚名も含めて、やはり改革を前に進めていただきたいと。それには当然区長なりいろんな関係部局との折衝、これは大変だと思います。これは町長の肝入りでないとできない事業ですからですね。熱意を、はい。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私の言い方が十分に伝わっていないようで、私を変えないと言っているのは、17区体制。この17区体制は今のところ全くいじる気はございません。これだけきっちり17でやっているところはほかのところにはないです。もともと番号で区に分けている自治体なんて、私、ずっと見て回りましたけどございません。こうきちとした形です。それで、今言われた委嘱の話とかは、どちらかという、いわゆる修正、改正、よくする方法の話になると思いますので、もし17区体制を変えらるおっしゃっているのであれば、それはできませんというふうに、そこを理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私は17区制を変えらるかどうとかと言っているのでは、それは行政区域審議会でもた別途話しすることですからですね。

もう時間がなくなりますので、3番目。御神幸祭の仮設スタンド、私はここ10年間ぐらい、相当前から、子どものころは怖かったイメージの獅子ですけど、このごろは一生懸命後継、伝統芸能でやっております。私もずっと毎年見て、ことしが一番多かったと思いますし、昨年、先ほどモール商店街（191ページで訂正）の椅子とかあって、非常に私はまだわっかつもりで座らなかったんですけどね、うちのかみさんたちは座ってほんによかったと言っていましたけど、こうやって取り組まれております。非常にいいことで、私、この前、佐賀新聞の投書欄にも小郡市の女性の方が寄稿してあって、基山のドンキャンキャンに行っただと。非常にすばらしいものだとして佐賀新聞のコラム欄にあったですもんね。そういうことで、非常に基山町の最大の伝統芸能、これはなくしてはならないし、地元の方も大変だと思います。

ど、私は言いませんが、後ろから見えなくなるとできませんから、３段でレンタルですと私から見ると二、三十万円でできるんじゃないかなとは思っております。これをぜひ来年ぐらいから設置していただきたいということと、この事業の30万円か50万円か知りませんが、委託料とかリース料、これはことしも３億円のふるさと応援寄附金が入っています。こういう生きた、これをふるさとドンキャンキャンのあれに使ったということをPRもできますし、ぜひこれを活用してドンキャンキャンに対する高齢者の腰が痛くならんごたるふうなスタンドの、教育長どうですか、考えは。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員、協賛されたのはモール商店街ではなく基山のシール会ですので、訂正をお願いいたします。

○10番（鳥飼勝美君）

失礼しました、シール会。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほども答弁しましたように、今後については、仮設スタンドのことについての検討は、ことしも検討はしたんですけど、ちょっとなかなかうまくいなくて、今後また検討を……（発言する者あり）いえいえ、そういうことじゃなくて、検討していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

何か歯切れの悪い答弁。町長部局から予算が通らなかったというふうな今、発言に私は聞こえましたが、私はこういうことこそ、ふるさと応援寄附金をもらって30万円しましたということで、ドンキャンキャンがこういうふうにしてこういうスタンドができてなりましたとPRすることによって、また次の寄附金につながると思いますけど、担当課長はそういう気はさらさらないですか。財政課長。

○議長（品川義則君）

財政じゃないでしょう。松田町長、どうぞ。

○町長（松田一也君）

まずは予算で仮設が出てきた記憶は私は全くないんですが、それから、仮設の話は多分時間的に間に合わなかったというのがことしの現状だと思いますので、別に何でもふるさと納税を使う必要はないと思いますので、必要なものは普通の一般の予算でやっていきたいと思いますので、ドンキャンキャン、いわゆる御神幸祭が基山の誇るべき祭りであることは、もうおっしゃるとおりでございますので、これからも頑張っていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっと強い言い方もしたかと思います。これは私も念願のあれで、また、消防問題については次の議会にもまた質問させていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時20分まで休憩いたします。

～午後0時18分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保由美子議員。

○2番（大久保由美子君）（登壇）

皆様こんにちは。ただいまから一般質問をいたします2番議員の大久保由美子でございます。傍聴席の皆様には、師走に入り貴重な時間にもかかわらず傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

通告に従い、1回目の一般質問をいたします。

去る10月7日の土曜日に、町議会は基山中学校の協力を得て子ども議会を開催いたしました。昨年より選挙権が18歳に引き下げられ、未来を担う基山中学校3年生の生徒会役員など15人を中心に、町長や執行部側と議員側に分かれて本会議の模擬体験を通して町政や議会への関心を高めていただき、身近な存在に感じてもらうなどを目的に開催いたしました。町議

も生徒の補佐役に入り、アドバイスをしながら務めました。約2時間、活発な質疑応答が繰り広げられ、全て賛成多数により可決されました。

大変有意義な子ども議会となりました。当日の様子は佐賀新聞にも掲載され、NHKでも放映されました。また、基山町ホームページでも子ども議会の報告と当日の動画が配信されております。

そこで、子ども議会で出た議案を本会議の中で提案して少しでも生徒たちの思いに添えられるように一般質問を通して議案を提出いたしました。

まず、子ども議会では3議案が提出されました。まず第1号は、基山町生活しやすい道路の整備と交通環境づくり条例について、第2号は、基山町の自然と歴史を活かして町を活性化させる条例の制定について、最後に、第3号は基山町安全・安心なまちづくりに関する条例の制定についてでした。今回は、議案第3号で出された中から一般質問いたしますが、質問の要旨は、特に子ども議会で出されたものです。

では、まず質問事項1、防災対策について、(1)「基山町防災の日」を設定して、年1回、町民を対象に防災訓練や防災フェスタの実施ができないか。

(2)防災セットの購入者に、ふるさと応援寄附基金から補助金を出せないか。

(3)ふるさと納税の使い道の項目に町民の防災と安心安全対策として、全世帯へ防災セットを配布する項目を追加し、寄附金を活用することをPRできないか。

次に、質問事項2、町立図書館運営について質問します。

昨年4月に、広葉樹が繁る中央公園の一角に立派な町立図書館が建設されました。開館と同時に、今日まで町内外から多くの来館者でにぎわっております。ことしの1月には、早々に来館者数が10万人を達成しました。日曜日に行くと、大人の椅子が約60個ほどありますが、空いている椅子を探すこともあります。また、多目的ホールの利用者も多く、特に生徒たちが試験前になると席は埋め尽くされ、静かに勉強している様子が見られます。図書館は、町民にとり必要不可欠な施設であり、今後ともぜひ図書館運営には御尽力いただきたいと思います。

そこで、質問要旨として、(1)平日と土・日曜日の来館者数の平均は。

(2)祝日の開館ができないか。

(3)平日と土・日曜日の開館時の職員配置数は。

(4)平成29年度に計画している町立図書館主催のイベント数は。

(5)開館時の職員配置は、適切と考えられているか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

御質問に対して答弁させていただきます。

1、防災対策について、(1)「基山町防災の日」を設定して、年1回、町民を対象に防災訓練や防災フェスタの実施ができないかということでございますが、まず、防火訓練につきましては、春と秋の年2回実施をしていますが、まだ防災訓練につきましては本年9月に鳥栖・三養基の1市3町及び鳥栖・三養基消防事務組合と連携して総合防災訓練を実施したところにとどまっています。そして、町独自の防災訓練につきましては、まだ開催に至っていないところでございます。まず、平成30年度には、町民を対象にした防災に関する講演会を実施するとともに、防災訓練の実施に向けて努力してまいります。防災の日の設定につきましては、こういった活動が定着したところで検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(2)防災セットの購入者に、ふるさと応援寄附金基金から補助金が出せないかというのと、(3)ふるさと納税の使い道の項目に町民の防災と安心安全対策として、全世帯へ防災セットを配布する項目を追加し、寄附金を活用することをPRできないかということでございますが、この(2)と(3)は関連がございますので合わせてお答えさせていただきたいというふうに思います。

大災害が発生するたびに防災意識も高まり、災害に備えた家庭での防災対応用品を購入される方が増加しているというふうに言われております。また、各家庭にそのような災害対応用品を常備することも重要なことでございます。

しかしながら、その家庭の人員構成、そして年齢構成などの違いにより必要となる装備品の需要も異なることから、その内容や価格もさまざまでございます。そのことから、補助金制度や防災セットの内容及び財源については、今後具体的には検討してまいります。まずは各地域の防災拠点となる各区の公民館への設置から始めるのではないかと考えているところでございます。

2、町立図書館運営についてということでございます。

(1) 平日と土・日曜日の来館者数の平均はということでございますが、基山町立図書館の平成29年4月から10月までの平日の来館者数の平均は400名、そして土曜日、日曜日の来館者数の平均は694名です。

(2) 祝日の開館ができないかということでございますが、現在、祝日の開館については、子ども読書週間期間の5月5日（こどもの日）と読書週間期間の11月3日（文化の日）を臨時開館しているところでございます。祝日の常時開館については、図書館利用者の要望や体制の整備も含め検討することが必要と考えているところでございます。

(3) 平日と土・日曜日の開館時の職員配置数ということでございますが、図書館の運営は、職員4名、嘱託職員2名、日々雇用職員数名で対応していますが、図書館開館時の職員配置数は、平日が6名、土・日曜日が7名を配置しているところでございます。

(4) 平成29年度に計画している町立図書館主催のイベント数ということでございますが、平成29年度に計画している町立図書館のイベントは、毎月のおはなし会、季節ごとのイベントのほか、4月1日の開館1周年記念行事、10月21日の竹あかりナイト in 図書館、そしてRESAS（リーサス）アカデミー事業などを行いましたが、今後計画している行事を含めると年間のイベント数は約60回程度になります。

(5) 開館時の職員配置は、適切と考えられているかということでございますが、町立図書館の利用者は、9月上旬に20万人を達成し、昨年に比べさらに1割程度多くなっております。このため貸し出し業務やレファレンス業務、図書館利用者カードの作成などのカウンター業務も多くなっていますが、職員は経験豊かな司書で占められ、来館者も余り待たせることなく対応しており、職員の配置は現在の状況では適切な範囲と考えております。

なお、図書館の大きなイベントに際しては、他の課の職員やボランティアの「手をつなごう図書館の会」の応援をお願いしているところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

これより一問一答により質問をいたします。

(1) で「基山町防災の日」を設定して、年1回、町民を対象に防災訓練や防災フェスタの実施ができないかと質問いたしました。これは子ども議会では、9月1日が国民の防災の

日なので、9月の第1日曜日を「基山町防災の日」と決めて、防災訓練を兼ねた防災フェスタを開催したいと生徒たちは答えておりました。

今回の町からの答弁では、平成30年度に町民を対象とした防災に関する講演会や防災訓練の実施に向けて努力してまいりますとの答弁でございましたが、そして、このような活動が定着したところで防災の日を検討するというふうに言われましたが、定着とは一、二回では定着とはいえないと思います。ならば、基山町の防災の日を設定するのはかなり先になるのではないかと読めましたけど、積極的に検討されないような感じにも受けましたが、実際のところはいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そもそも国が定めております「防災の日」というのは毎年9月1日ということになっております。この日を定めた経緯としては、この「防災の日」を設定した前年の年に伊勢湾台風が来て、そしてこの日と設定したのが関東大震災が9月1日、そして台風の季節である210日を迎えるのがこの日ということで、そういった防災にちなんだ日にちを設定して、いろいろな災害を忘れないようにという形で設定がなされております。

そういったことから考えるとすれば、基山町でも、近年は大きな災害がございませんので非常にいいところではございますけれども、そういった日を設定するとすれば、そういった災害を忘れない。また町民の方の防災意識が高まる日というものを設定すべきではないかということも考えておるところでございます。

そういった中で、先ほど町長が答弁されたのは、まずはそういった防災の日などを設定するのではなくて、住民意識を高揚させて、そういった意識が高まったところで防災の日なりフェスタなりについては開催していくべきではないかという考え方のもとにお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ちょっと重複すると思いますが、答弁の中に防災訓練の実施に向けて努力してまいりますというふうに答弁されました。講演会は実施を行うというふうなことです、訓練は努力

してまいりますというふうですけど、その努力というのはどういう意味合いでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、規模的にどういった規模で防災訓練を行うかというところがあると思います。そういった中では、今各区において自主防災組織をつくっていただいておりますけれども、そういった中で、まずは各区の防災訓練というか、例えば、校区を分けてやるとか、そういったことをやりながら最終的には町内全域を上げたところの防災訓練ができればというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、12月10日、今日の日曜日ですけど、多くの町民が参加し、楽しみにしているふれあいフェスタがありますが、その広報きやまの12月1日号に消防はしご車の乗車体験ができるというふうに広報についておりましたけど、済みません、これは毎年乗車体験が今までできていたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

ふれあいフェスタにおいては、特に体験乗車もできますので、将来を担うお子さまたちも興味を持って参加していただけるということで、毎年開催をさせていただいております。

それとあわせて、防災に関して申し上げれば、救急救命の講習であったり、そういったところもあわせてフェスタの中では行わせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

子ども議会でも、町民が集まるふれあいフェスタのときに防災訓練も一緒にやって、消防はしご車の乗車体験や非常食体験などをしてはという意見も出たんですよ。ですけど、執行部役の女性総務企画課長が防災意識を持ち参加することが大事なので、要するにふれあいフ

ェスタと防災訓練を一緒にすると、そのお祭りに来ているのか訓練に来ているのかという意識が薄れるので、防災意識を確実に持って参加することが大事なので、地震などを想定して避難訓練を兼ねた防災訓練は別の日にきちんとしてほしいという生徒の答弁でした。

町長の答弁では、町民対象に防災訓練に向けて努力するということはおっしゃって、今私答弁は聞きましたけれど、北九州市役所から久留米市役所の消防署には、東日本大震災で発生した震度7の地震の体験ができる地震体験車というのを所有されており、市内の各地域での防災訓練や防災フェスタなどに貸し出しがあっているそうです。これはレンタルもあるようです。ぜひ基山町も、なかなか基山町全体の防災訓練はいつになるかはちょっとわかりませんが、そういうときにふれあいフェスタでも構いませんけど、ぜひ地震体験車ができる検討をお願いできないでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

久留米市消防局が所有をしてあるということであれば、そういった実施に向けては協議等はさせていただければと思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

次に、防災セットのところに進みたいと思いますが、10月に総務文教常任委員会は九州の4カ所を行政視察に行きました。4カ所目の熊本県では、県庁の知事公室、危機管理防災課で熊本県の防災と危機管理についてということで、熊本地震の指揮、対応を踏まえた貴重な研修を受けることができました。

説明をされた危機官の方から、常設防災センターがない町は論外、やる気なしに等しいと言われたことが大変印象に残っておりますけど、ちょっとここは、基山町はございませんけど、常設するにしても多くの課題があると思いますが、設置についてはどのように考えられますか。ちょっと離れますけど。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現在のところ、そういった防災センターを設置する予定はございません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

多くの課題があると思いますので、私も思いましたが、では、次に熊本地震の反省から、盲点を３つ挙げられた中の一つに、災害が発生して自助、共助、公助の公助が整うまで、リュックでセットでパックの３日分の防災セット準備と保管を上げられました。また、災害に強い町とは、住民みずから準備ができていることとも言われました。

それで質問２の答弁では、家族の年齢構成の違いから来る装備品の需要内容や価格の課題を述べられました。補助金の上限ですので、補助金の上限を決めていただいて、その準備する防災セットの品目の中に町が補助金を上げる以上は、必要購入品というのを、条件をつけていただいて、明細、自分で準備していただいたその明細のある領収書を申請書に添付するなどして、１世帯に１回の補助をするなどの検討はできないですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど町長のほうがお答えになりましたけれども、そういった部分については、今後具体的に検討はしてまいりたいと思っております。

ただ、１つありますのは、町長の答弁にもございましたけれども、まず一義的には各自主防災組織がございますので、そういった防災組織の拠点となる公民館ですかね、そういったところへの配置から考えてはどうかと今思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

町長の答弁の中に、やはり各地域の防災拠点となる各区の公民館への設置からではないかと考えておりますという答弁も確かにありましたので、そこで、もちろんその区の町民がそういうことを意識して、区長なりともに提案すればいいと思いますけど、もしも提案がなくて、現在区で防災備品を本当に備蓄してある区があるかもしれませんが、そこは私もちょっと確認しておりませんが、課長、そこら辺は把握されていますか。何か区で備蓄されてい

るところがあるとか、その防災備品を。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった食料まで備蓄されているかどうかというところまでは私も把握はいたしておらないところでございますけれども、第3区の自主防災組織であったり、第15区の防災組織につきましては、まちづくり基金事業であったりコミュニティ助成事業を活用されているいろいろな備品を今年度購入されるということになっておるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それで、私が提案しております防災セットですね、要するに備蓄食料とか、そういうものを区長会などで行政から提案することは可能ですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その配置をお願いするということでの依頼ということでしょうか。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

各区の行政の中でそういう備蓄する必要があるものを備蓄されませんかという提案は区長会などでできますか。要するに、区の町民からそういう意見が出なくて準備がされていない場合ですね。

○議長（品川義則君）

大久保議員、それは公民館への備蓄なんですか、それとも各家庭の備蓄かどちらのほうでしょうか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

今質問しているのは公民館です。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その部分は私どもからの提案というよりも、そういった自主防災組織の中で、あくまでも自主防災組織ということでございますので、その部分については、そういった必要性を説くことは私どもとしては指導という立場でできるかもしれませんが、お願いということになりますと、その辺はいかなものかと思っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そういう答弁が返ってくるだろうということは予想できました。じゃ、やはり町民が意識して区のほうに提案していくとか、そういうことが大事かなというふうに感じますね。

では、次に子ども議会では防災セットの購入を5年以内に準備するよう義務づけて補助金を出すというような執行部からの提案でしたが、議員側の生徒より、生活が苦しい世帯は補助金が出たとしても準備ができないのではないかという意見がありました。調べてみましたら、確かに防災セットへの補助金制度は全国的にもう全くないに等しかったですね。唯一、全国初として大阪の寝屋川市が取り組まれておりました。しかし、これは子ども議会の執行部側より町民の防災と安心・安全のために提案された議案なんですよ、子ども議会で。そこでふるさと応援寄附基金での防災関係の取り組みは、防災行政無線施設に使われましたよね。それで、何でもかんでもふるさと応援基金をと、ちょっとさっき何か答弁がありましたけど、基金を出して購入を促していただいて、申し込み期間や予算を決めて、そして毎年継続しながら1世帯でも多くの防災セットを購入できる準備への取り組みはできませんか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この補助事業制度をやるとして、その場合にふるさと応援寄附金を活用できないかというところで考えますと、各家庭、個人さんの所有物に対する補助金になりますので、こういった補助事業に関してはふるさと応援寄附金というよりも一般財源でやるべき事業だと思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そこら辺、そういうふうな財政的な使い道があるということであれば、一般財源からでもお願いできればと思います。寝屋川市は期間限定で、その年の1カ月だけなんですよ、申し込みが。予算は2,000万円取られていまして、上限は1万円でした。市と町で全然規模が違うので、そこまでは厳しいものはあると思いますけれど、検討できればと思います。もちろんふるさと納税の使い道としては個人のところには出せないという財政課長の答弁でしたが、私としては一般財源であってもそういう避難弱者である高齢者や独居老人、ひとり親世帯、子育て世代などのそういうところにぜひ補助を通してでも配布というか、PRというか、そういうことができればと思いますが、いつになるかわかりませんが検討いただけませんか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

ちょっと先ほどの私の説明が悪かったのかもしれませんが、補助制度を創設していくに当たっては、まずは各区の公民館への設置から検討していきたいということで申し上げました。自主防災組織が自主的に準備される部分についてが自主的に判断をしていただくということでございますので、そこについては御了解をいただきたいと思います。

ただいまの御質問でございますけれども、確かにいわゆる経済的に弱いと言われている方々に対して、そちらのほうを優先的にやっていくこととなれば、そういったところにも十分配慮をしながら制度設計をすべきではないかと考えています。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

防災につきましては、私自身も一番研修的なものに多く行っている分野でございまして、多分もう10回ぐらい防災の研修へ行っています。一番大事なのはやっぱり自助というか、皆さんがそれぞれ自分のこととして防災を考えないと、幾ら町が支援しても、こればかりはいざというときに、その町がつくるべき体制と、あとはそれぞれの方の心構えが大事だというのが大体これまで学んだ成果なので、そういう意味では、その体制をつくらなきゃいけない

いというのは、特に先ほど言われた要援護者、ひとり暮らしの高齢者の人たちをどうするかという体制は一番考えなければいけないというふうに思っておりますし、それから基山町で一番防災として考えなければいけないのはやっぱり土砂災害で、山間部の土砂災害及び台風のときのそこになるというふうに思いますので、そこら辺はめり張りをつけて、まずは基山町で一番必要なものを住民の方に対してきちんとした講演会でやっていくことから始めていきたいなというふうに思っております。そして、特にひとり暮らしでその後どうしていいかわからない人たちのシミュレーション、どういう形でサポートしていくかというふうな、そういう避難訓練的なものをやっていくということが必要かなと思っておりますので、このあたりはぜひ30年度にやっていきたい。そして、なるべく多くの町民の方が防災を自分のこととして考えていただくということをやれたらいいなというふうに今思っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

町長の答弁もわかりました。課長がさっきおっしゃっていましたが、説明の仕方がということで、確かに答弁で、補助金制度や防災セットの内容及び財源について、ここには具体的に検討してまいります。各地域の防災拠点となる各区の公民館への設置からではないかというのは、その設置のほうが先ではないかということで、その設置ができれば次に防災セットとか補助金制度も具体的に考えますよという答弁だったわけですね。私がちょっと読み取りがそこがあやふやだったような気がしますが、そういうことですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ということは、また大分時間がかかりそうな気がします。

それでは、最後ですけど、町長今答弁いただきましたけど、先日、11月28日に防災関係の

会議とかいろいろ出ているとおっしゃいましたが、28日に全国治水砂防促進大会に参加されまして、「地域づくりは防災から」を演題に鳥取県知事の講演を聞かれましたですかね、鳥取県知事じゃなかったんですかね。また、災害は起こる前の防災が重要だと考えられておられますが、ちょっとよかったら感想を簡単にお聞かせ願えますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

鳥取県知事、それからあと事例発表で幾つかの自治体からあったというふうに思いますが、基本、あれはダムが重要だという会議なので、実はダムをつくる会議なんです。そういう意味で言うと、残念ながら基山町はダムまで、砂防ダムみたいなのは必要だと思いますけど、普通の水のダムまでは、そういうものまでつくる必要はないと思いますけれども、とにかく起こってしまったら、大久保議員も一緒に参りましたけれども、朝倉は1日20人でやってもほとんど回復しないというのが現状なので、起こってしまったら大変なので、起こらない予防というか、起こったときにすぐ対応できるような、そういうことが重要だというふうに、さらにそこでもいろいろな自治体の報告を、事例発表を聞いてそう思ったところでございます。

だから、起こらないということはあり得ないと思いますので、起こったときになるだけ早くどういう対応をして、被害を最低限で縮めるのかというのが重要だというふうに思いました。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そして最後に、子ども議会の動画が今基山町のホームページに流れていますけど、見ていただいたでしょうか、町長。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

子ども議会の動画自体は見ておりませんが、文化祭で子ども議会のダイジェストをやってくれましたので、それは目の前にかぶりつきで見えておりました。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

感想を一言よろしいですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

議会ももちろんすばらしいんですが、一人一人の子どもたちが町政に対しての意見を書いたものが文化祭で展示されておりました。それを全部今私は入手して、一人一人の意見を読み解いているところでございます。そういう意味では、子どもたちはやっぱりいろいろ真剣に考えているんだなというふうに強く思ったところで、基山の子どもたちは本当にいい子に育っているなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

では次に、質問事項の２に移りたいと思います。

町立図書館の運営についてお尋ねします。

基山町立図書館は、一言では厳しいと思いますが、一言で言うと町民に何を提供している公共施設でしょうか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

町立図書館の設置目的につきましては、基山町立図書館設置条例に、町民の教育、学術及び文化の発展に資するためと定めているところでございます。

図書館は学びの場、子育ての場、交流の場、情報発信の場と考えております。まずは入りやすく親しみやすい図書館であること。本が探しやすい図書館であること。子どもや高齢者に優しい図書館であること。こうした町民の方が望まれているような図書館を提供することではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

質問した(1)の平日と土曜、日曜の来館者数の平均はということをお尋ねしましたが、平均ではありますけれど、1日に約、平日土曜もあれして約400人から700の方が図書館を利用されているという答弁でしたので、本当すばらしいと思います。また、土曜、日曜の休日は、平日と比べて来館者が答弁では結局300人ぐらい多いわけですね、平日に比べて、土曜、日曜はですよ。

それがわかりましたけれど、それでは、平日と違って、この約300人ぐらい、まあ平均ですけど多い人たちの姿とかどういう方がこの休日に来館されているように感じられますか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

日曜日の来館者の方々につきましては、基山の住民の方のあらゆる層の方が来られているというふうに感じております。もちろん多目的室で学習をされてある方、ラウンジコーナーでゆっくり読書されている方、一番奥のほうでいろいろと調べられる方、そして、子どもコーナーでは親子で子どもさんを抱えている場面もありますけれども、絵本をゆっくり探してあるお母さん方、そういったいろんな方に御来館いただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

平日と比べて、いろんな方とおっしゃいましたが、若い世代とか仕事を持っていच्छるような姿、平日と特に違うとか、そういうのは見受けられないですか、印象的には。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

土曜、日曜日については、平日になかなか足を運んでいただけないような方、勤められている方とか、そういった方もたくさん御来館いただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

2番目で、私が祝日の開館ができないでしょうかという質問をいたしておりますけれど、答弁としては、祝日の常時開館については、図書館利用者の要望や体制の整備も含め検討することが必要と考えていらっしゃる答弁でしたけれど、済みません、申しわけないけど、この図書館の休館日を教えていただけませんか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

基山町立図書館の休館日につきましては、毎週月曜日、年末年始の12月29日から1月4日、そして2月上旬に予定しております特別整理期間、そして国民の祝日です。28年度につきましては年間70日休館をしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

国民の祝日、約15日ぐらいあると思いますけど、それで、土曜、日曜が開館はされていきますけど、祝日がお休みなので、日曜日が祝日と重なったときはですよ、日曜日。祝日ですから図書館は日曜日はお休みですか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

土曜日が祝日と重なったとき、日曜日が祝日と重なったときはいずれもお休みになっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

もし日曜日が祝日で休みのときは、普通は振替休日で月曜日も休みですけど、図書館は月曜日が休みですので、先ほど同様日曜とかもおっしゃられましたけど、日曜日が祝日で休み、月曜日が休館日で休みということで、2日間休みですよ。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

そのようになっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

立派な図書館が去年できましたけれど、そうやってすごく来館者もふえている。旧図書館からしたら1.5倍とおっしゃっていましたがしょおかね、ちょっとはつきりしませんけど。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

旧図書館に比べましたら、2.2倍ほどふえております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

児童というか、小学生、中学生、学生、それから平日を仕事としていらっしゃる、町民の方は土曜、日曜日しかゆつくりと図書館を利用できないと思うんですよ。学生、小学生たちは夏休みとかもありますけれど、せっかくこのすばらしい図書館ができたんですから、私はぜひ祝日も開館していただいて、もっと利用できる日がふえれば図書館の基本方針の一つにありますね、これ何ですか——まあいいです。この中に4つの基本方針がございますね。1つが町民の文化的生活環境の向上のための情報を提供いたしますというところ、それから4番目ですけど、町民の交流の場を提供いたします。そういう2つの目的が、祝日をあけることによってなお一層広がるんじゃないかと思いますが、そしてまたそういう目的に対しても寄与できると思いますけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

もちろん町民の皆様方がゆつくり御来館いただけるときに開館するということは、そうい

うふうな図書館をもっともっと御利用いただけるものというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それから、クロスロードと言われている3市1町、久留米市、鳥栖市、小郡市、そして基山町図書館協力協議会は、お互いの図書館を利用でき、図書館の貸出カードも発行してもらいますよね。ところで、この3市、鳥栖市、小郡市、久留米市、ここは祝日と国民の休日も開館されておりますよね。特にこの同じ近隣の大刀洗町や筑紫野市、太宰府市も、あらゆる福岡県内は祝日の開館があっております。

先日、基山町は地方自治法施行70周年記念にて総務大臣表彰をいただきました。町の定住促進の取り組みとして福岡都市圏をターゲットとしたPR活動を中心とした定住サプライズプロジェクトの推進などの政策も評価の一因だったと思います。

それらを考えると、もっと福岡県の公共施設の取り組みを参考にして、図書館も祝日開館を進めていけば、要するにターゲットを福岡県の住民の方に向けていらっしゃるんですから、定住促進のターゲットの要因にも結びつくし、何よりも町民の情報交換の場の提供に結びつくと思いませんか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

おっしゃるとおり、小郡市、久留米市、うきは市、大刀洗町、朝倉市などといった、基山町を——鳥栖市もそうですけれども、ところは祝日開館をいたしているところでございますが、一方、佐賀県内を見ますと、祝日開館している30の図書館が佐賀県内にはございますけれども、佐賀県内で祝日開館しているところは県立図書館、佐賀市立図書館、鳥栖市、武雄市、鹿島市、この5館というふうになっているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ですから、基山町は佐賀県ですので、大事な県ですけど、必ずしも西部を見なくても、東

部を見てもよろしいんじゃないでしょうかね、ましてはクロスロードとしてお互いを利用できる状況にあるのですから。

それから、答弁で利用者の要望や体制の整備を含め検討が必要と言われましたけれど、もし要望や体制の整備が必要であれば、図書館には意見箱と言うんでしょうかね、目安箱、そういうのを設置されていらっしゃるんですか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

御意見箱については、今のところ設置をしておりません。ただ、1年に1回、1月に行うことにしておりますアンケートを、御来館者の方へのアンケートを昨年もっております。今年度もアンケートの設置で住民の皆さん方からの御意見をお聞きしたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、そのアンケートにぜひ祝日開館の希望というか、そういう欄を今回は載せていただけないでしょうか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

御意見は自由に御来館者の方が図書館の御要望を順に記載していただく、そういったことになっておりますので、そういうお気持ちの方はそういうふうなことで書いていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

要するに、来館者が自分が思っていることを自由に書けるようなアンケートということですか。それはアンケートと言うんですかね。何か私のイメージは、いろんな欄が、こういう日数はとか対応はとか、そういうのがアンケートじゃないかな、それは意見箱に入れる意見

書じゃないかなとちょっと思いますけれど。まあいいです。

そういうふうにして大変来館者が多いので、現在図書館には9万5,000冊の蔵書があって、そのうち約6万冊を開架されておりますけど、1日平均何冊ぐらいの本の貸し出しがされて、平均何冊の返却が戻ってきておりますか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

平日につきましては、平成29年4月から10月にかけて統計をとっておりますけれども、平日の本の貸し出し冊数は720冊、返却冊数は749冊となっております。また、土曜、日曜日の平均の貸出冊数につきましては、1,328冊、返却につきましては1,244冊となっているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

すごいですね、量が。カウンターで貸し出すときはカウンターでなさって、答弁では優秀な司書がいらっしゃる、経験豊かな司書が占められていらっしゃるので、来館者を余り待たせることはないというふうな答弁でございましたけど、では、書架に閉架するというか、戻すとき、平日で700冊以上、土日は1,200冊以上、これを1日で返すわけじゃないでしょうけど、書架に戻すわけじゃないでしょうけど、職員でほぼ間に合うものですか。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

返却された本につきましては、その日の夕方といいますか、帰るときまでに全て元の位置に戻し、次の日に向けて戻しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、今の答弁では返却された分も書架に戻すことも可能であるという答弁でしたけど、そのほかにイベントを一応60回ほど年間にされているという答弁でしたけれど、この60回と

いう数は今後も続けられるものか。それは仕事に対してぎりぎりなものか、余裕があつていいえ、これ以上、60回以上はまだまだイベントの余裕があるものなんですかね。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

昨年は開館時ということで、七十数回イベントを行っておりますが、今回は60回程度を計画しているところです。この事業の実施については私どもだけではなくて、「手をつなごう図書館の会」の皆さん方ですね、その方がイベントごとにとというぐらいに御協力をしていただいております。そういったことで非常に助かって今のところこなしていつているような状況でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

要するに、ボランティアとかお手伝いがあつてこんなしてあるということですので、職員だけではもちろん十分厳しいよということですよ。これからは、去年よりことしがちょっと減ったわけですかね、十何回か。これからは、平均的にはこういう数字で続けられるということですかね。

それでは、もう時間がちょっと少なくなりましたので、ちょっと条例についてお尋ねしていいですかね。

ことしの4月に機構改革によって図書館がこれまでの教育学習課よりまちづくり課に移りましたね。それで、ちょっと今回まちづくり課では町民会館とか体育館とかキャンプ場も条例の一部改正がありましたので、それにつられて、私もちょっと図書館の設置条例などを調べさせていただきましたけど、図書館法というのがあつて、そういうのは教育委員会の管轄のようなんです、その中で、設置条例とかの文言の中に、第4条で「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」、これは設置条例ですね。それから、その設置条例の施行規則、いつもありますが、それには開館時間、要するに今午前9時から6時までとなっていますけど、「前項の規定にかかわらず館長が必要と認めたときは、教育長の承認を得て変更することができる。」というふうな文言もあつていますし、それから休館日とかいうところも、「前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは教育長の承認を

得て臨時に開館し、又は休館することができる。」などの文言がございますけど、私今回、祝日をぜひ開館してほしいという要望を出して、万が一それが通ったときは、教育長がそれは承認されるんですかね、管轄がどうなるんでしょうか、ちょっとそこら辺がよくわかりませんけど。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

そのとおりでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

じゃ、今教育長は図書館法の中では、いろいろ条例の中では教育長の権限と言うんですか、そういうのが文言の中に入っていますので、今図書館とのかかわりはどういうことをなさっているんですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今先ほど言われた臨時の開館日とか閉館日というのは、そのことについては承認を求めてくる文書が回ってきます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

これはこのまま、これからもまちづくり課に所管が移ったとしても図書館法というのがあるので、この条例の中身は変わっていかないし、最終的には教育長の権限というか、その言葉が私も見つかりません、そういうことで承認されていくということに変わりはないということですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回、図書館がまちづくり課、町長部局のほうに移っていきしたのは、補助執行による業務の執行をしているということで、権限は教育委員会にありながら、実際の事務の執行を町長部局の中でやっているという形になりますので、最終的にやる中では、休日開館であったりとか、そういうのは町長部局の中で考えたとしても、最終的に教育長の決裁をいただくという形になります。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

最後の質問をさせていただきたいと思います。私はぜひ祝日を開館していただきたいという希望を持っております。町長、もちろん答弁はされました。答弁の中では、図書館利用者の要望や体制の整備も含め検討することが必要と考えているという答弁でございましたけど、いかがでしょう、祝日の開館については。町長お願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

逆にいえば、図書館の人員をいかようにでもふやすことができれば、理想は年中無休ですね。だけど、一番やっぱり最初にやらなきゃいけないのは祝日だというふうに私も思っておりますので、そこらあたりは最初の答弁でも答えさせていただいたように、体制の問題、職員の数が全体枠としては変わっていないわけですから、どこかをふやせばどこかの課が減るという、そういうことを考えながらやっていきたいと。まずその辺のところを調整しながら、少しでも町民の皆さんにとってプラスになるように考えることができたらいいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

期待しております。終わります。

○議長（品川義則君）

以上で大久保由美子議員の一般質問を終わります。

ここで午後２時30分まで休憩します。

～午後 2 時19分 休憩～

～午後 2 時30分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○7 番（木村照夫君）（登壇）

皆様こんにちは。7 番議員の木村照夫でございます。傍聴席の皆さんにおかれましては、師走に入り、また、きょうは寒い中に傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

今回は2 項目の質問をさせていただきます。1 つは、減反廃止に伴う町内の米づくりは、2 つ目は、アダプト・プログラムの活動についての2 つの項目です。

1 項目め、減反廃止に伴う町内の米づくりはについてお伺いします。

米の生産調整、すなわち減反は、主食用米の価格下落を防ぐために国が生産目標を示して供給調整を行っている制度であり、1970年から約50年間続けられた制度であります。また、生産調整に協力した農家は交付金を支給されております。この制度が来年の平成30年度産から廃止されることになりました。

そこで、(1)としまして、平成30年度から国の生産調整（減反）が廃止になる。県、町の具体的な対応策を示してください。

アとしまして、減反廃止後の農家経営の自由度を高めることができるが、米の過剰生産になる可能性はないのか。

イとしまして、過剰生産になる米価の値崩れ策はないのか。

それと、ウとしまして、食用米以外の転作等はあるのか。

エは、国は廃止をしますが、県、町は生産調整の継続性を検討するのか。

それから、(2)としまして、これは基山町の問題として、農家への今後の支援策等はあるのか。

農家もいろんな経営方法があると思います。アとしまして、米専業農家、米生産のみで生計している人、イとしまして、米以外でいろんな野菜を組み合わせで経営している人、ウとしまして、サラリーマン農家、兼業農家です。エとして、自分のところで食べる分、保有米しかつくっていない人、この方々にどのような影響を与えるか、答弁をお願いしたいと思います。

続いて、2項目めはアダプト・プログラムの活動について、これは飲料メーカー6団体が集まりまして、環境美化、ポイ捨て防止に取り組んでおります。これが約40年間続いていると。環境美化のために啓発、支援活動を展開していると、それが一番最初の取り組みと聞いております。

そこで、(1)としまして、アダプト・プログラムの特徴は何か。町民にわかるように説明をしてほしいと思います。

ア、県も町も導入しているのか。

イ、町民と行政の協働で行われているのか。

ウとしまして、継続的な活動は何かについてお伺いします。

それと、(2)としまして、町内の参加団体数、また、活動者数はどのくらいか。

(3)としまして、アダプト・プログラムの導入効果は何か。

(4)としまして、公益社団法人食品容器環境美化協会によるアダプト・プログラムの助成制度があります。これを町も受けているのか。

(5)としまして、今後の課題は何かについて質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

木村照夫議員の御質問に対して答弁させていただきます。

1、減反廃止に伴う町内の米づくりはということで、(1)平成30年から国の生産調整が廃止になる。県、町の具体的な対応策を示せ、ア、減反廃止後、農家経営の自由度を高めることができるが、米の過剰生産になる可能性はないかということなんですが、平成30年度以降は、国からの生産数量目標のかわりに、国が全国の需給見通しを作成し、県の再生協議会へ情報提供を行います。県の再生協議会はその情報を踏まえ、生産の目安を設定し、町の再生協議会へ提示します。町の再生協議会は県からの配分を踏まえ、生産の目安を設定し、農業者へ生産の目安を提示し、農業者の営農計画を作成することで、米の過剰生産になる可能性はないと思われます。

イ、過剰生産になる米価の値崩れ策はということでございますが、先ほどお答えしたように、生産の目安を踏まえ、米の営農計画を作成することから、米価の値崩れはないものと考え

えますが、値崩れが起き、標準的収入額を下回った場合は、収入減少影響緩和交付金で補填することになります。

ウ、食料米以外の転作等はあるのかという問いでございますが、平成30年度は米の直接支払交付金以外の経営所得安定対策については引き続き実施されることから、加工用米や飼料用米等の転作は取り組み計画に基づいて行われます。

エ、国は廃止をするが、県、町は生産調整の継続性を検討するのかということでございますが、先ほども答えたとおり、県や町の農業再生協議会から生産の目安として生産調整が実施される予定でございます。

(2)町として農家への今後の経営支援策はあるのかということで、アが米専業農家で米生産のみで生計をしている人、イ、米以外でいろいろな野菜を合わせて経営している人ということなんですが、アとイに関しては関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

認定農業者等の方に対しては、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金の経営支援を行っていきます。

また、主食用米の営農計画を作成し、転換作物として野菜を作付された場合は経営所得安定対策等で経営支援を行っています。

ウ、サラリーマン農家、エ、自分のところで食べる分しかつくっていない人ということでございますが、ウとエがまた関連いたしますので、一括してお答えいたします。

米の作付に関しては、経営所得安定対策等で経営支援を行っています。

また、農地の管理等については、農業委員会で経営支援を行っているところでございます。

2、アダプト・プログラムの活動について、(1)アダプト・プログラムの特徴は何か。町民にわかるように説明をとということで、ア、県、町も導入しているのかということでございますが、アダプト・プログラムとは、町民と行政が協働で進めるまち美化プログラムでございます。住民や地元企業が里親となり、道路や公園などの公共の場所を養子とみなして、定期的、継続的に清掃活動等を行い、愛情を持って面倒を見るボランティア活動で、行政がこれを支援するものでございます。

佐賀県では導入されていませんが、基山町では平成13年から導入し、住民と行政が一体となった地域活動を進めております。ただし、佐賀県でも有明海クリーンアップ作戦など、似たような取り組みは行われているところでございます。

イ、町民と行政の協働で行われているのかということでございますが、町民の方は申請した活動区域内で清掃活動等を行い、行政は活動する町民のボランティア保険の加入とごみ袋や軍手、火ばさみなどの活動に必要な物品の支給をしているところでございます。

ウ、継続的な活動は何かということでございますが、参加団体では、道路や公園等で散乱したごみの収集及び廃棄や除草活動、道路の損傷及び維持管理のための情報提供等を継続的に行っていただいております。

(2)で町内の参加団体数及び活動者数ということなのですが、参加団体数は36団体、活動者数は608人となっております。

(3)アダプト・プログラムの導入効果は何かということでございますが、道路や公園などの美化活動に取り組んでいただくことで環境美化が進み、自分の地域は自分で美化するという環境美化の意識の向上が図られ、協働のまちづくりが進むと考えているところでございます。

(4)公益社団法人食品容器環境美化協会よりアダプト・プログラム助成制度があるが、町も受けているのかということでございますが、アダプト・プログラム助成制度につきましては、実施団体が助成対象になっているため、町としては受けておりません。今後、町内の登録団体に対して助成制度の周知をしてまいりたいというふうに考えております。

(5)今後の課題は何かということでございますが、既存登録団体の活動を広くアピールすることにより、アダプト・プログラムに参加する団体数や活動者数をふやしていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それでは、2回目の質問に入ります。

1項目めの減反廃止に伴う町内の米づくりです。

1項目めに大きな新しい言葉が出ました。再生協議会、県も町もあるのかなんかわかりませんが、この再生協議会とは何なのか、これについて説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

基山町農業再生協議会は、基本的に基山町と農協とが一緒になって生産調整等を行うための協議会でございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そのメンバー、会員数等はわかりますか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

まず、メンバーに関しては、基山町の農業者でございます。それとあと、会員数については、基本的に農業者ですので、要するに生産調整にかかわる農家数ということで四百五十何名かということになっております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その役員の方が何名かいらっしゃって、会長もいらっしゃるのかな、基山町農業再生協議会のメンバーというのは。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

基本的に基山町内の生産組合長の代表者会とか農業委員会とか、いろんな農業にかかわる団体の中で組織されておりますので、会長が生産組合長のほうだったか農業委員会だったか、ちょっとはっきりと記憶しておりませんが、そういう形で運営されております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

わかりました。

もう一点は、生産の目安、何か曖昧な言葉で、よくわからないけど、生産の目安と国が言

っておりますから、わかる範囲で生産の目安とはどういうことですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

生産の目安というのは、あくまでも生産数量目標にかわる言葉ですので、今までは、要するに国から配分というような形で数字が出てきたものを、国が需給調査を行って、国全体でどのくらいの米が必要かと、それを各県なりの再生協議会におろすときに、一応佐賀県ではこれくらいの米が必要ですよというような感じの目安としておろすものとなっております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

生産の目安が基山町に来るわけですね。そしたら、目安だから、拘束力、国はやめまうと言ひよるとでしう。指導とか拘束力の権限というのハ生まれてくるとでしうかね。自由にいいよと、これはあくまでも目安よといひて、その曖昧さ、その付近がはつきりわからないので、わかる範囲で答えてください。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

平成29年度までは配分ということで、それによひて、その数量を達成できなかつた場合は直接支払交付金でしうかね、7,500円とかが配分されなかつたんですけれども、それ自体が平成30年度からなくなりますので、特に提示された生産の目安の量を破ったからといひていろんなペナルティーがあるというわけではございません。

あくまでも強い拘束力はないんですけれども、先ほど言ひましたように、再生協議会という組織の中に基山町内の農家の方々はほとんど入られておりますので、自分のことは自分の組織の中できちんと考えて、米の作付をやひていきましようというのが平成30年度から始まる転作関係にかかわる生産の目安の数量というふうに入ひております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

今、基山町の減反率35.何%かな、減反率があるでしょうが。そういう数字が目安にも出てくるわけですかね。何.何%とか、細かい数字は言っちゃいかんけど、可能性はあるのかな。わからんぎ、いいよ。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

そういうことですね。今まで何%作付——要するに基本的に大体この数字の分だけ作付をしてくださいというふうなお願いのやり方の中で、逆のとり方とすれば、これだけ作付をしなければ配分は達成するというような形になりますので、そういうような数字でまた各農家のほうには今後おろしていく予定にはなっております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、この減反対策は県議会のほうでも出ていますもんね。農家をする人、今から2月には肥料の予約。早くこちらから予約して安く肥料を仕入れたい。種もみの申し込み、それから肥料設計に入っていくわけなんですね。だから、そこんにきを早く決めてもらって、基山町が目安たい。本当にみんな目安でということねて。これは本当に守らなければいけないものか。目安だから適当にいいよという考え方があるんですね。そう言うから、いや、前の減反のパーセントと変わらんよとか、農家でもいろいろ話しております。だから、早目にこれをはっきりされて、国、県、町となると思いますけど、その面を早く対応してもらいたいと思います。

それと、イで過剰生産になる米価の値崩れ策と。先ほどの答弁で言われましたね。また収入減少影響緩和交付金で補填することになると。またこれも新たな説明文、区分が入ってきました。その内容はどのような内容ですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

収入減少影響緩和交付金については、今までも経営所得安定対策の中の事業で取り組まれている事業でございます。基本的に畑作物の直接支払交付金、ゲタ対策とありますよね。そ

れともう一つ、この収入減少影響緩和交付金、これはナラシ対策というふうな一般的な言葉で言われているんですけども、あくまでも収入が基本的な収入よりも下がった場合、過去5年間とか過去7年間とかそういうものを参考にしながら、一番高いとき、一番低いとき、両方を外したところの間の年数で平均をとりながら計算された基本的収入と実際の作付された収入との差額が出た場合、その部分について交付金として支払いをしますというふうなことが、営農組合とかの組織に入られている方、そういう方に対してそういうふうな交付金の対象として支払いがされるというふうな事業でございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

だから、減反の名前が生産の目安に変わると。それと、こういう補償のお金も出るんだということで、1つは、減反を達成したら1反当たり7,500円の補償をするんだと、この点は大きく変わったんですか。いや、それも7,500円つきますよと、目安を達成した場合でも。それはどうですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

1つ、その7,500円に対してはことしで終わりなんで、今、全国どこでも7,500円の使い道ですよ、今まで作付された面積に対して7,500円支払った、その総額のお金というのは、今後、この米の転作関係事業でどこに使われていくかというのは、農業新聞なり、いろんな新聞の中でも出てきていますけれども、ただ、来年度からの事業に関しては、12月13日に初めて担当者会議が県のほうで開かれます。その中で、県から平成30年度の転作に関しての事業の進め方がはっきり説明がありますので、それをもとに、私たちも先ほど言われました2月に間に合うように、各農家のほうに平成30年度の作付の計画はこのくらいになっていますよというのはきちんとあらわして、そして、各農家からの営農計画を提出していただきながら、平成30年産の米の作付に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ちょっとデータがここにありますから、基山町は反当たりどのくらい米がとれるか、ちょっと話してみましようか。これはことしの稲作の普通部会の坪刈りてありますもんね。坪刈りでどのくらいとれているか毎年とって、平年並みか、良か不況か、それをあらわしております。それで、基山町の13カ所、長野から園部から宮浦から城戸からみんなっております。13カ所をね。平均すると、要するに乾燥もみになした場合、1反当たり405キロが基山町の平均。佐賀県でいえば白石平野、いっぱい広い平野がありますね。あそこが五百十何キロ、100キロ以上の差があるわけですね。基山町がそんな収量が少ないということなんですね。それは基盤、土壌があるかと思います。寒暖、寒いとかで。佐賀県内でも基山町は少ない収量であるということなんですね。松田町長、これは知ってあったですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

白石、いわゆる佐賀平野のところに比べれば、基山の農地の段々、いわゆる棚田制も含めて、少ないとは思っていましたが、正直、そこまでの差があるとは思っておりませんでした。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

本当に基山町内の狭い圃場で、ある程度基盤整備が済んでいるところはありますけれども、特に中山間地は本当に狭い小さな田んぼでございます。そういう観点から、生産調整を目安に変えていったと。何かあやふやな名前の変更でございます。これに我々農家はどうか対応していくのかということなんですね。

基山町、米だけつくっている方、米と麦の生産の方、また、米と野菜の複合経営をやっている方、それと、サラリーマンで兼業農家、2反、1反で自分が食べるだけの米をつくっている方がいるでしょう。大半を占めるのが先ほど言いましたウとエですかね、基山町の大半がこのウとエで、小規模農家。基山町の農家1戸当たりの水田の面積は50アール、5反ですもんね。5反の中に、先ほど言ったごと平均の収量400キロ。計算していくと、米の単価にしますと1万5,000円、そのうち補填が7,500円あったわけですね。それをなくしていけば、農家は米をつくるほど赤字になっていくんだと、こういう環境の基山町ですもんね。これを

いかに黒字経営へととなかなかやっていると、そういうことがあります。

それで、先ほど(2)ですね、農家への今後の支援策はあるのかということなんですけれども、先ほど答弁で認定農家に対しては基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金の経営支援を行っていくと。認定農家は基山町内では何戸ぐらいありますか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

まず、生産の目安というのが新しい事業名でないということだけ答弁させていただきます。あくまでも今まで平成29年度までが生産数量目標というような形でおりにてきた数字が、今度は生産の目安というような形でおりにてくるということでございますので、事業名に関しては、あくまでも経営安定対策で進むんではないかなというふうに思っております。

それと、米をつくれれば赤字になるというのは、まず大きくは余らないと思います。基本的に機械とかの導入をすれば赤字になると思いますけれども、午前中にも答弁させていただきましたように、集落営農が法人化等になっていけば、自分が今持っている労力の中で米の生産をしていけば、それで本当に生活ができるかといったらなかなか難しいとは思いますが、赤字にまではなっていないんじゃないかなというふうに考えております。やっぱり赤字の原因というのは、機械設備とか、いろんな投資によって出てくるものだと私は思っております。

それと、認定農業者の件ですけれども、今現在、認定農業者は6人の方がいらっしゃいます。その6人の方に対しても、来年1月が5年間の更新の時期にもなっていますので、そこでどういうふうにされるかというのは、今、通知を差し上げている段階でございますので、今現在は6人の方がいらっしゃいます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

じゃ、認定農業者の6人と、今、乾燥施設は3機械利用組合ありますけど、あそこも営農法人じゃないけど、つくろうという段階までは午前中の末次議員のときに出ておりましたけど、あそこんにきも法人化までいかんけど、認定と同じ考えの組合に入れば、この助成も受けられる形になってくるわけですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

午前中にありましたミキファーム等のことですよね。（「いや、共乾の営農組合のつくりよると」と呼ぶ者あり）

済みません、その3営農組合ですね、そういう組織に関しては、人・農地プランでは地域の中心となる経営体という形で位置づけをさせていただいておりますので、3つの集落営農と、あとNJアグリ、それとミキファーム、5つの団体をそういうような形で中心となる経営体として位置づけをさせていただいております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、事実ね、国は減反補償金の7,500円を支給しないとなってくるでしょうが。今までの米の金額に対してマイナスになるでしょうもん。赤字にならないと。それは機械を買えば赤字になるかもわからんけどね、そこんにきの仕組みはどうなっているの。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

そうですね、基本的に私が言いました赤字にならないと、要するに自分が持っている農機具の中で、もしも田植え機を持っていなかったら集落営農にお願いをして田植えをできるし、そして、稲刈りでコンバインを持っていなければ集落営農等にお願いして刈り取りができる。その中で、米の価格が、今、生産者が実際売る価格にしまして、例えば、さがびよりが1万1,600円ぐらいでJAのほう、要するに農家は売られてあると。60キロ当たりそのくらいで売られてある。そういうものを計算していく中では、よっぽど大きな投資をしない限り、今のままでいけば、そこまで赤字にならないというふうに私は感じております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いやね、減反しよころは1反で7,500円来よったやんね。その金は支給せんごとなった

ら、各農家は7,500円が減給するでしょうもん。その考え方はどうなっているんですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

7,500円は来ませんけれども、いろんな経営がありますので、木村議員言われる経営と、私がじかにする経営と若干の違いはあるかもしれませんが、私がじかにする米づくりの経営から考えた場合は赤字になっていないという判断で、そういうふうな発言をさせていただきました。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いやね、国が各農家に投資しよったっちゃけんね、そこんにき私も本当はつきりわかりません、どうなっているのか。米の台帳を見よると、何年産が入ってきたりするでしょうが。よくわからん。大体六次化で幾らで入ってきよるのか、単価というのがなかなか読みにくい日本の農業経営方針でございますもんね。それで、何かな、目安もあやふや、達成していいのか、せんでいいのか、しなさいなのか、行政指導もない。そしたらね、農家は米づくりが作物として一番簡単であれなんですから、多分、生産過剰、要するに生産と消費者の関係でしょうが。人口減少する中で、米余りするから生産調整をしなさいと。そのかわり、7,500円の補填をしますという基本的な考え方が今まではありました。そしたら、基山町なんか目安をつくりましたと。各農家は米づくりが一番簡単だから、生産過剰になる可能性が私は大と思うんですね。その予防策を基山町としていかにしていくかというのが、あと半年で田植えが始まります、6月には。町内でどういう考え方をしているのか。県から来ます、それから町が考えますじゃなくて、基山町の本当の現状の農業、農家の形態を考えて、早目にどういう手法でやるかというのを基山町独特の色を出してしていかなと、本当に基山町は農業者がマイナス、減少して、やる人がいないことはないけど、減っていくと思いますけど、その観点はどうですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

米の過剰生産、やはり全くないと言えそうかもしれませんが、基山町内の集落営農組織なりの販売先としては基本的にはＪＡになっております。ごく少量ですが、集落営農のほうから一消費者のほうに販売されている部分もありますけれども、基本的にはＪＡのほうに行っております。それとあと、集落営農に入っていらない方々もやっぱり多少いらっしゃいます。そういう方々は、中には直接消費者に販売をされていてというふうなことで、生産を多くされる可能性があるかもしれませんが、ただ、全体的な基山町の作付面積と、要するに計画から作付面積等をしていきますと、やはりなかなか100%にならない。今、最初に生産調整で面積を配分しても、93%なり95%の間で作付をされております。あと5%余っていますので、佐賀県内の調整等を受けながら、基山町は条件付きの作付面積を県のほうからいただいております。それをまた集落営農等の任意団体等につくっていただきながら、101%ぐらいまで基山町はなるべくつくっていただくような形で今っております。

佐賀県においても95%ぐらいで作付がなっておりますので、ただ、多くつくられる——基山町だけの問題ではないと思います。これは基山町では大丈夫ですというふうな形で今答弁させていただいてはおりますけれども、これが全国的な問題になりますので、どこでどのような形が起きるかはわかりませんが、ただ、私たちが行政としてかかわる範囲の中では、この過剰生産は起きないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

だから、水田に米を植えていいと。そのかわり、主食用米以外の飼料用米とか加工用米、そういう方向転換ね。今以上にそういう主食用米以外の米を大量に生産させるとか、そういうこともあるんですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

生産調整の中で、主食用米の作付をしない余った田んぼについては、畑作物をつくったりとかありますけれども、やはり加工用米とか飼料用米、WCSといってから、刈り取ったまま白い袋に詰め込んで、畜産農家と契約をしながら行うというふうな方法等もあります。た

だ、基山町においてはWC Sだったと思うんですけども、それはないんですけども、飼料用米については、今、園部の営農組合のほうで11ヘクタールほどつくってもらったり、そういうふうな動きはしてもらっています。

あと、加工用米なんですけれども、昔は加工用米のほうが若干多い部分もあったんですけども、これは3年契約で加工をする業者との契約等があって、今は全体的に飼料用米のほうで転作の交付金等も多くありますので、飼料用米に切りかえて、加工用米については3反6畝ぐらい、集落営農以外かな、そういう方が若干つくられているというぐらいで、ただ、こういうふうにして主食用米で作付できない部分の面積に関しては飼料用米とかそういうもので積極的につくっていただければ、同じ作業で同じ米になるんですけども、単価が安くなってちょっともったいないという感覚が出るかもしれないんですけども、同じような作業で米づくりができますので、そちらのほうをまた推進していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その加工用米とかをつくったら、今までどおり補填はしてくれるわけね。国はのいた、そこんにきはどがんすると。加工用米をつくりましたと、誰が補填してくれるわけ。国がしてくれるわけ、そこんにきのを。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

加工用米、飼料用米と、そういうものについては、先ほど言いました経営所得安定対策の事業がまだ続きますので、これについては水田活用の直接支払交付金のほうで、今、ちょっと資料が見つかりましたので、加工用米については10アール当たり2万円ぐらいの交付金があるんですけども、飼料用米は収量が多ければ多いほど交付金が上がると。最大、多くとれたときには10万5,000円まで飼料用米に関しては交付金が上がると。多くとれば多く上げますというような形で、その交付金事業は今後も行われる予定になっております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

何かわからん話ばってん、減反は国はやめるて言いよるばってん、そういう転用米とか、それは補填は国はしてくれるわけたいね。そんなら、主が変わった範囲たい、減反廃止をしましたと。目安という目標をつくりましたと。これも今の減反率とあんまり変わらないという値かな。そこんにきはようわからん、自分たちで。役場もわからんかわからん。国が今またしているかわからんけど、そういう理解でいいとですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

そうですね、来年度から変わる部分については2点、先ほど木村議員も言われています米の直接支払交付金ですね、主食用米を作付したら1反当たり7,500円いただけるものが1つなくなったというものと、生産数量目標というものが生産の目安という形で国からおりてきていると。国は735トン要るだろうというふうな推計を出していますので、そのうちのどのくらいが佐賀県におりてきて、佐賀県が今度基山町にどのくらい目安を割り当てるかという、その部分、要するに流れは全く変わらないんですけれども、言葉の部分が変わっているということでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そこは町長が詳しかろう。ちょっと町長、軽く説明ばしてください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これは農業政策の問題は非常に深い問題がございますので、よければ次回の議会でもう一度お尋ねいただければ、多分そのときにはきれいな形で御説明もできると思います。

どちらにしましても、基山の農家の方々が激変しないように、緩和策も含めて、きちんとした形で対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

逆に、基山町の農業、これがチャンスかもわからんもんね。というのは、中山間地、米の値段が下がっていけば、だんだんつくる人は少ないんだと。そこに基山の特産品、エミュー、菊芋が参入できるチャンスかもわからん。エミュー肉を販売して、今は絶対数がまだ足らんでしょうが。その方面に菊芋はインシュリン、糖尿病、昔はインシュリンをこの菊芋からつくっていたんだから、そういう観点からいうと、攻めの中山間地の農業振興にすればビッグチャンスかもわかりませんが、どげんですか、町長。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

チャンスはチャンスだというふうに思います。ただ、何というかな、まずは誰かがある程度の成果を出した後にそれを広げていく形をとらなければ、農業、農産物の場合はせーので一斉にやり始めると非常に危険だと思いますので、まずはきちとした形で成果を出して、成功したらそれを基山町の中で積極的に広げていくような、そういう２段階方式が大事なんじゃないかなというふうに思っています。まさに今、その１段階目に取りかかったところでございますので、木村議員がおっしゃるような話は、その２段階目でやるべき話かなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

町長にもう一点お伺いします。

今、身障者の方々なんか、企業、また地方自治体で採用しなさいと言っておりますね。こういう方たちが農業への参入ですね、そこんにきがわかれば。今後の方向性とか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、全国的には、例えば、調剤薬局が農業法人をつくって、介護施設と障がい者施設と農家、農業と一緒にやるみたいなの、そういう動きが全国的に非常に多くなってきております。それは農業が障がい者にとって非常にいい職場になるし、それからあと、介護の予防におい

ても効果があるという話でございます。それからあと、ある一定の年齢までいった企業の方々、基山の企業の中にもございますけど、農業のほうに参入したらどうかという検討をされている企業も基山の中にもあったりいたします。

今回、基山にある障がい者施設とつくり手のなくなったカキ畑のマッチングをさせていただきましたけれども、こういったことというのは、まさに従来型の農業の枠を超えた形で、新しい地域活性化の方向性の一つだというふうに考えられますので、いろいろな動きにアンテナを高くして、基山町の農業が少しでも守れたり、もしくは逆に攻めれる部分もあると思いますので、攻めていったり、そういったことを考えていけたらいいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

町長、国は身障者に農業へ参入しなさいとはまだ言っていないんですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは国が今言っているのは、企業に対して積極的に身障者を雇うという義務づけがどんどん今厳しくなってきております。大企業はその義務を果たすためには、逆に農業法人をつくってみたりして、その義務を果たすための動きというのは非常に活発化してきておりますので、それが外から見れば、障がい者が農業に非常に入ってきているように見えるということになっているのかもしれませんが、これからこの方向性はどんどん深まっていくというふうに思うところでございます。基山でも既にそういう動きというのは出てきておりますので、これからまたそれを一つの基山のチャンスとして考えていくことも必要かと思えます。

ただ、きょうの議論の農業の根本論の話はまたちょっと本論のところでございますので、今言っているような話というのは、まさにいろいろな農業の形態があるんですという話でございますので、そこは本論の部分とそういう多様化の部分をきちっと分けて考えていくというのも一つ重要なことというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ありがとうございました。

では続いて、2項目に行きます。アダプト・プログラムです。

(1)町民にわかるように説明をということで、してもらいました。

アは結構です。

それから、イです。町民と行政の協働で行われているのかということで、ボランティア保険の加入をやっている方にはしているんだということで、この点については、団体とか、またやっている人あたりはそういう保険に入っていらっしゃるんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

毎年、ここの参加団体の方に当該年度に活動される人数、そして、お名前等の一覧表というか、申し込み用紙がございますので、そちらのほうに御記入いただいて、活動される方の1年間のボランティア保険を掛けさせていただいております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、私もライオンズクラブに所属しておりまして、全然そういう話は聞いていないからね、保険に入れとか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それはお申し込みを参加団体の方が名簿をつけていただいて、町が保険を掛けておりますので、費用は町で持っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それは後でいきましょう。

それで、このアダプト・プログラムの備品とか、さっき言われましたね。ごみ手袋、軍手、火ばさみがあると。そのほかには、芝刈り機とかありますね。あれなんかは違うんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

あれは別の用途で町が購入しておりますので、あと、ほうきとかそういったもの、この清掃活動に必要な備品といいますか、それは用意をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

こういう活動をね、出前講座は確かにございますね。町民の皆さんはわかっているのかな、こういう貸し出しますよという内容を。PRとかどうされておりますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

広報等で年に1回はこういった活動も広報させていただいておりますけれども、周知がまだ十分でないというところでは、もう少し頻繁に活動の紹介であったりとか、そういったことを今後は進めていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

(2)に行きます。

町内の参加団体数及び活動者数ですね。参加団体というのは企業もあるかと思いますけど、どのような方が団体に入っているんですか。企業ですか、地域の団体ですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

団体としては、個人で参加されてあったりとか、あるいは行政組合の中で参加されたりとか、あとはそれぞれのサークル、あるいはいろんな商店街の一定のエリアの方、そういった

方が御登録をいただいております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

参加団体数は36団体でしょうが。それは個人も含めて36団体。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

お一人の方も1団体として登録している場合もあります。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

登録すれば、保険も入ってもらえるということたいね。入らにやいかんと。それはライオンズクラブが、多目的の横に公園がございますね。あそこに碑が書いてありますもんね、これがアダプト・プログラムのあれですよ。そしたら、ああいう場所は基山町に何か所あるわけ。町道とか、あるいはのり面の草刈りなんかでここを認定している。何か所、ああいう公園とかをボランティアでやっているわけですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

大体の活動場所、今回はアダプト・プログラムという道路の里親制度ということで、一定区域の道路等をしてありますので、箇所数までの細かいところの把握はしておりませんが、それぞれの団体で一定区域の清掃活動であったりとか、そういったことをしていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かにいい活動、行政と地域が一緒になって、本当に今の現代人が持っていない心をアダプト・プログラムには持っていると思います。

それで、(4)公益社団法人食品容器環境美化協会、食環協と書いていますね。この団体からの助成制度、これは資料を見ると書いてありますもんね。この協会からの助成制度なんかは基山町はやっていないと。こういう制度があるのに何で活用しないんですかね。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、この助成の対象が活動団体に対して助成をされておりまして、内容としましては、1団体に対して5万円と10万円のコースがあって、単年度で助成をやりますと。それで、全国で10万円のコースであれば20団体、5万円のコースであれば50団体に対して助成を行いますというものでございますので、基本的には活動団体が町を通して申請をした場合に1年で助成を受けるという形になります。そして、じゃ、具体的に何に使えるのかというと、清掃用具であったりとか、あるいは団体が統一感をあらわすために腕章であったり、帽子とかユニフォームといったもの、あるいは勉強会をしたりとか、その他必要なものというふうになっております。町ではユニフォームとかの支給はしておりませんが、用具等の支給はしておりますので、そこで活動団体がこういった形でやはり統一的なユニフォームを着ながらやりたいということであれば申請をして、ただ、これが通るか通らないかというのは出してみないとわかりませんので、今後はもう少し活動団体の方に情報提供しながら、必要であれば申請を受けたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

食環協を構成する飲料6団体、大体わかりますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般社団法人日本果汁協会、コカ・コーラ協会、一般社団法人全国トマト工業会、日本コーヒー飲料協会、ビール酒造組合というふうに把握しております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ぜひこの制度を利用してください。

最後に、やっぱり町民と行政が協働で進めるということは本当にいいことです。これがまち美化プログラム活動ですもんね。地元企業や住民が里親となって、道路や公園、公共の場所を養子とみなして清掃するんだという本当に大きな意義のある活動だと思いますので、この活動を大きく広げてほしいと思います。

そこには町民へのPR、周知徹底ですね、そこをよろしく願いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で木村議員木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで午後3時40分まで休憩します。

～午後3時29分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○5番（久保山義明君）（登壇）

皆様お疲れさまでございます。5番議員の久保山義明です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目質問をさせていただきます。

その前に、本日最後の傍聴にお越しいただき、心から感謝申し上げます。私は議会傍聴こそ住民自治への第一歩だと思っております。どうか最後までよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず、質問事項1、子どもの貧困対策についてであります。

昨年9月議会において大山議員が質問され、また、あしたも引き続き質問される予定でありますので、重複する事項もあると思いますが、できる限り違う視点での質問ができればと思っております。

また、今回の質問事項を調査する中で、見ようとしなければ見えない子どもたちが置かれている現状ということを痛感しております。アンケート結果後の施策に入る前の質問ですの

で、方向性をただすことが多くなると思いますが、よろしくお願いいたします。

それではまず、質問要旨の(1)生活実態調査の概要とスケジュールについてお示してください。

次に、(2)基山町の子どもの貧困に対する定義についてお示ください。

(3)平成28年度に基山町に寄せられた養育の相談及び通報件数についてお示ください。

(4)平成27年度及び平成28年度における就学援助、児童扶養手当の受給者数と全児童数及び全世帯数の割合をお示ください。

続きまして、質問事項の2、自動車運転免許証自主返納についてお尋ねいたします。

最近、町民の皆様から多く質問や要望を受ける項目が、この運転免許証の自主返納についてでございます。11月1日より代理の返納ができるようにはなりましたが、まだまだその周知がなされておらず、また、近年のメディア等による影響から、この自主返納に対する関心がかなり高くなってきましたので、基山町としてどのように捉え、どのような政策を行っていくのかをお尋ねいたします。

質問要旨の(1)平成28年度における基山町の自動車運転免許証自主返納者の人数をお示ください。

(2)現在、自動車運転免許証自主返納者への特典として実施している施策についてお示ください。

以上、2項目、通常より10分短い時間となっております。端的に明快な御答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

久保山義明議員の御質問についてお答えいたします。

教育委員会のテーマも一部には入っておりますが、項目全体として見ましたらそれが混在しておりますので、最初の回答では私のほうから全て回答させていただきます。

子どもの貧困対策について、(1)生活実態調査の概要とスケジュールを示せということでございますが、基山町子ども生活実態調査は、今後の町の子ども・子育てに必要な施策を検討するに当たり、子どもと子育て家庭の生活状況、貧困等の悩み、支援ニーズ等を把握するために、町のゼロ歳から今年度に18歳に達する子どものいる家庭、約1,500世帯に対して、

アンケート形式の調査を行います。スケジュールは、ちょうど本日、各世帯へ調査票と返信用の封筒を郵送しているところでございます、できれば年内に回収を予定して、頑張っていきたいというふうに思っております。

そして、回収したものから順に、1月から3月にかけて調査結果を取りまとめながら、子ども・子育て支援のための指針の策定を行い、かつそれにまた並行して町の実情に応じた子育て環境の整備を図っていくことにしておるところでございます。

(2)町の子どもの貧困に対する定義を示せということなのですが、貧困につきましては、定義が必ずしも1つでなかったり、明確でなかったり、国や機関によってもさまざまなのですが、必要な最低限の生活水準が満たされていない状態にある絶対的貧困と、当該社会における大多数の人よりも貧しい状態にあるという相対的貧困という見方がございます。

子どもの貧困については、厚生労働省の国民生活実態調査において17歳以下の子どもの相対的貧困をあらわす子どもの貧困率が公表されているところでございます。

町単独の子どもの貧困に関する定義は規定しておりません。

それから、(3)平成28年度に町に寄せられた養育の相談及び通報件数を示せということでございますが、養育の相談に関しては、平成28年度は産前・産後サポート事業で助産師が訪問、電話により相談を受けた件数が29件、母子保健訪問指導で保健師、管理栄養指導員が相談を受けた件数が延べで242件です。

また、昨年10月から子育て支援ネットワークコーディネーターとして社会福祉士の方を設置し、子育てに関する随時相談、保育園、幼稚園、放課後児童クラブの巡回相談、個別相談の対応を行っており、平成28年度は巡回相談30件、個別相談4件の実績でした。

本年6月からは臨床心理士の方も子育て支援ネットワークコーディネーターとして設置しています。

通報に関しては虐待等が想定されますが、平成28年度は該当はございませんでした。

(4)平成27年度及び平成28年度における就学援助、児童扶養手当の受給者数と全児童数及び全世帯数の割合を示せということでございますが、就学援助につきましては、平成27年度では受給者数が105人、そして、受給世帯74世帯で、全児童数に占める割合は7.92%、そして、全世帯数に占める割合では7.18%になります。また、平成28年度では受給者数100人、そして、受給世帯74世帯で、全児童に占める割合は7.81%、全世帯数に占める割合では7.46%になります。

児童扶養手当につきましては、平成27年度は受給者数144人、平成28年度は受給者数134人となります。

児童扶養手当は主に18歳以下の子どものいるひとり親家庭に支給されている手当ですので、直近の11月1日の18歳以下の子どものいる全世帯数に占める割合は平成27年度は約9.4%、平成28年度は約8.7%となります。

2、自動車運転免許証自主返納についてということでございます。

(1)平成28年度における町の自動車運転免許証自主返納者の人数を示せということでございますが、平成28年度のデータはありませんでしたので、平成29年の自動車運転免許証自主返納者数をお答えいたします。

平成29年1月から集計が始められており、10月末で49名となっております。

(2)自動車運転免許証自主返納者への特典として実施している施策を示せということでございますが、自動車運転免許証自主返納者への特典は、佐賀県内全体では路線バスの割引、タクシー協会加盟者での割引がございます。その他、各自治体において、デマンドタクシーが半額であったり、タクシー助成券や、それから、返納時だけの特典としてのタクシー乗車割引券、商品券などがある自治体がございます。

本町独自の特典は現段階ではございませんが、免許証返納者が高齢者であることから、移動手段の代替となり得るコミュニティバスの割引の特典を今検討しているところでございます。

なお、交通安全については来年度の基山町の柱の一つとして今検討を加えているところでございますので、それ以外の特典についても、交通安全の町基山を目指す中で、これから積極的に検討を始めていきたいというふうに考えているところでございます。

1度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でお願いいたします。

まず、町長にお尋ねいたします。

子どもの貧困対策、各自治体においては、危機感はあるながらも、まだまだ実際に調査を——今回、基山町で調査を始めますけれども、この調査を初めとした施策を打つまでには

至っていない中で、基山町としてあえて取り組むきっかけ、要因等があれば教えてください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

常日ごろ申し上げていますが、基山町はひとり暮らしの高齢者世帯率がこれから圧倒的に高くなる、それから、ひとり親世帯率が現在も全国で非常に高いという数値が出ているところでございます。今後、これはもっともっと加速化するという事で、それに対応するためにも、例の老人憩の家から多世代交流センター憩の家に来年4月に全面改修するという事でございますので、そういったハードも活用していきながら、基山町においての今の問題、今後起こるであろう問題に対応するために、今こそがその時期だということで、ちょっと逆に遅かったぐらいだと思っていますけど、今まさに始めたところでございますので、ここから3カ月間ぐらいで調査と分析をしますので、ここらあたりがポイントの時期になるというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それではまず、子どもの生活実態調査についてお尋ねいたします。

今回、この実態調査について、先月の11月13日に入札が行われました。その結果、10者中7者が札を入れられていまして、最も高い業者が900万円、予定価格が290万円に対して900万円の値段がついています。最も低い、いわゆる落札された事業者、これが87万円ということですけども、この10倍以上の開きというのが何を意味しているのか、仕様書で何を読み込んだ結果、このような開きが出たのか、もし推察ができるのであれば教えてもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今、議員の御指摘のとおり、今回、一番低い金額を入れましたところと委託契約のほうを結んでいるんですけども、こちらの仕様書のほうでは、まずはきちんとデータ収集の整理分析をしてくださいということと、あと、一度この結果を踏まえまして、今後の指針作成ま

でやってくださいということで仕様のほうをつくっております。ですので、これも業者のほうが入れたので、この金額の開きというのは業者じゃないとちょっとわからないんですけれども、多分この分析とか指針づくりということに関したら、今おっしゃったように、まだ貧困の調査というのは自治体で始まったばかりですので、なかなか手法とかそういうのもまだ確立されていないところもございますので、そこは業者によって捉え方が違ったのだと考えております。

ですけれども、仕様ではきちんとアンケートの分析及び指針作成というところまでうたっておりますので、金額は低くても、こちらの業者ときちんと委託契約を結んでやっていくことで考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

逆に、落札された事業者というのは290万円の予定価格に対して87万円ということで、これはきちんと理解をさせていただいているということでよろしいですか。確認のために。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

仕様に基づいて入札していただいているので、それが条件で入札していただいているものと考えています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それで、1回目の答弁の中で、指針の策定を行いと。この指針の策定というのは、今年度中にここまで行うということでいいですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

はい、本年度中で考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

まさしく本日発送したということで、約1,500世帯ですね。1回目の答弁にありましたゼロ歳から18歳までの各家庭に郵送し、回収を図るということですけれども、おおむねどれくらいの回収率を見込まれているのか、教えてもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

こちらは直近のほかの事業でやりましたアンケート調査等々の結果を踏まえまして、5割以上の回収率を目指したいということで考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回のアンケートの内容、私も見せていただきましたけれども、非常に多くの設問の中で、しかも、かなりプライバシーに突っ込んだような設問もあります。そうした中で、ほかの事業よりも多くの回収率を目指すということですよね。ほかの回収率が50%であれば、それ以上を目指したいということだと思えるんですよ。逆に、そこを目指してもらわなきゃいけないんですけれども、となると、何らかの多くの回収率を目指す根拠とか、また、仕掛けであるとか、そういったものをこの中に工夫等が盛り込まれていると思うんですけれども、こういった形でこの回収率のアップを見込まれているのか、教えてもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

こちらの回収率につきましては、まず、このアンケートをつくって、実際、職員もやってみました。職員も子育て世代の職員がございますので、それで、きちんと自分たちで回答できるかということで一回、回答のほうをしております。大体10分ぐらいの回答でした。ですので、回収率というか、まずきちんと答えられる調査票になっているかということで、そこはこちらのほうできちんと確認をしております。

あとは、御指摘のとおり、なかなか自分の家庭のこととかというのは答えにくいことかもしれないんですけども、なるべく答えていただけるように、自由欄も入れたんですけども、アンケート形式で丸をつけるような形の回答票にしています。また、これは年内の回収を目指しますので、途中で一回、督促のほうを出そうというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

当然、封書で送られてくるアンケートですので、大半の方が保護者が回答されると思います。その中で、先日、厚生産業常任委員会で日南市のほうへ視察に行かせていただきました。これはこども課長も日南市のほうはお伺いされて、話を伺ったというふうに聞いておりますけれども、日南市においては、保育施設とか学校を通じて、89.4%という非常に高い形で回収されたわけですけども、今回、日南市のような方式ではなくて各家庭に郵送された、その理由を教えてもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

日南市は学校に協力をいただいて、学年を限定しての調査だったかと思います。ですので、学年を限定して、回収を学校がしたことによって非常に回収率が高くなっているというふうに考えております。一方、基山町の場合、今回こだわったのは、全世帯の調査を行うということにこだわって、あと、直接封書で出すことによって、逆に飾らずに本当の回答をしていただけるのではないかとということで、小さな町だから全世帯での調査ということで、若干そこは日南市とは違う調査だというふうに捉えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

それも恐らくそういうことだろうなと思いつつも、日南市でお伺いした中で、これだけ高い回収率を誇りながらも、要するに89.4%の残り10%、ここが非常に心配なんですと。残った10%こそ声なき声があるんじゃないかということだったんですよね。私も本当にそのとおりかなというふうに思いました。

その中で、例えば、回収率が55%だったとします。残りの45%の声、拾い上げられないまま指針をつくることに抵抗はございませんか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

回収率が非常に高くなれば、もちろんそれにこしたことはないんですけども、たとえ5割であったとしても、そこにはやはり必要な施策等々が出てきますので、まずは指針をつかって、その中で必要な施策とか今後望むことというのを聞いておりますので、次の施策展開の中で残りの方のフォローが行えるような施策のほうを打っていくことが必要だというふうに考えております。なので、追加で何回もアンケートをするということは考えておりません。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

町長も同じような考えですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

アンケートは、どちらかというと一般政策を検討するものだと私は考えております。そして、もちろんその中で個別の問題が自由回答とかで入ってくるかもしれません。それと、答えが来ていない部分もあるので、その部分については、いかに個別の窓口をきちんとつくって、相談しやすいワンストップの環境をつくるかという個別対策の話ですね、それと、こちらから――後で通報の話なんかも出てきますが、今回は通報はあっておりませんけど、そういう横の連絡の通報を受けて訪問する体制、そういう個別対策はまた別に考えて、きちっとやっていかなければいけない。一般の施策と個別対策をやっていくものだというふう考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今、町長が答弁されたことが、いわゆるこれから目指す子育て世代の包括支援センターと

いうことでよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

特にワンストップで、まず何でもそこに来れば次のステップに行けるみたいな、そういう窓口をいかにつくれるかというのがポイントだというふうに思っております。プラス、これはどこまでやれるかはまだ正直これからですけど、個別訪問の体制ですね、これは今も一部の制度の中ではやっておりますけど、それをどういうふうにより効果的にやる仕組みをつくるかというのがポイントだというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございます。

町長が今言われましたように、本年6月から子育て支援ネットワークコーディネーターを設置していただきました。この役割は私も非常に重要だと思っておりますので、ぜひ継続できるような体制を整えていただきたいというふうに思っています。

そして、個別の回答、特に自由記述における個別の回答が重要だと私も思っていますけれども、これはちょっと教育長にお尋ねいたします。

ここ3年間ぐらいの間で、子どもたちに対してこのような実態調査みたいなことをされた実績はありますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に教育委員会のほうから実態調査等はやってはおりません。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

日南市と比較させてもらうことばかりで申しわけないんですけども、日南市の場合は、先ほどこども課長が答弁しましたように、学年を限定して、小学4年生から中学3年生まで

のアンケートを学校の授業中にされたそうです。その中の自由回答には、やはりふだん相談できないことの回答も随分含まれていたということをお聞きしています。

そういった意味も含めて、せっかく保護者に向けてのアンケートを実施します。その中で、設問は非常に大事になってくるかもしれませんが、学校として、こういう生活実態調査を生徒個人に行うという考えはございませんか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

違う意味での生活実態調査というのは、子どもたちがどういう生活をしているかというのは、何時に起きて何時に寝るかとか、朝御飯を食べているか、勉強はどのくらいしているかとか、そういうのは学力・学習状況調査のときにあわせて実態調査はやりますが、いわゆる家庭の環境というか、そういうところについては私たちもきっちりと把握したことはありませんので、そのことについては今後ちょっと勉強していきたいと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

実際に日南市が行った子どもたちに対するアンケートの設問と結果が出ています。よかったら、こども課にもありますので、教育長、ぜひ見ていただいて、前向きに検討していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

武雄市でやっていますよね。あの結果を私は全部見ました。かなり細かいところまで聞いてあったので、ちょっと驚いたんですけども、いわゆる子どもの家庭の状況別に、そこを分けて、例えば、スマホを持っている割合とか、それはどこが多いとか、勉強部屋を持っているとか、貧困であろう世帯とそうでない世帯のあれを分けて、ここまでやるのかなと思うぐらい細かくあったので、今後、やっぱり考えて、勉強して、やるとすれば、うちにそぐうものを考えなきゃいかんなど、そういう思いはあります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

後でまた話をしますけれども、基山町の就学支援というか、就学援助から児童扶養手当、その率等も、武雄、日南とも違ってきますので、やっぱり基山らしさというのはその設問の中にあらわれてくると思いますので、ぜひとも検討していただけたらというふうに思っております。

それで、今回のアンケートですけれども、これは設問をつくっていく中で、専門家の御意見というのは伺ったのかどうか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

子育て支援ネットワークコーディネーターの方と、子育て交流広場のほうには意見を聞きに行っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それは庁内、それとも外部識者ですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

現在の子育て支援ネットワークコーディネーターの方です。庁内の方です。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

外部識者の設問等に関しては別段必要なかったという認識ですか。できるだけ職員の中でつくっていきたかったということでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

職員といいますか、この設問に当たりましては次年度の施策展開等々も関係しておりますので、こども課だけではなくて、教育学習課と健康福祉課の職員も一緒につくっております。今回、委託業者のほうにも最終的には確認をしていただいています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

それで、この分析ですよね。分析が一番難しいと思います。どのような手順で行われるのか、簡単にお示してください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

この分析は指針のほうと関係してきますので、聞いている内容が子どもの環境だけではなくて、親の環境、子どもの環境等を聞いておりますので、分析に当たりましては、今、貧困に関しましては大綱等が出ておりますので、その大綱に沿ったような形で分析をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

分析をもとに指針をつくって、ビジョンを来年度つくるという流れになるんですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

ビジョンといいますか、指針につきましては、施策、考え方と考えています。次年度以降、施策のほうを打っていきますので、どのような重点の考え方でやっていくのかということで考えています。ビジョンというのとはちょっと違うというふうに捉えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今年度中に指針、いわゆる大枠というか、重点目標とか、それぞれの実施計画に近い形で計画もつくっていくと。来年度にはそれを実際に動かしていくという、そこまでの形に持っていくということですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

そのように考えています。指針の中も全部新しい事業というわけではなくて、もちろん今、町でやっていることもございますので、そういうものを整理した形で、こういう考え方で、例えば、子どもの環境を整えますというようなところで、今も子どもの居場所づくり等々をやっておりますので、そういうものを考え方として何に力を入れてやっていくのかというのを示すものだと考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

先ほどから言われていますように、教育学習課、健康福祉課との連携はすごく重要になってくると思いますので、それで、このビジョンについても、実施計画も含めて、多くの継続事業も当然この中に含まれていくと思います。ぜひわかりやすい、こども課だけの実施計画ではなくて、この指針に対しての事業の一覧表みたいなものを出していただければというふうに思いますけど、いかがでしょう。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

努力します。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

正直、そんなに難しいことではないと思いますので、恐らくこども課の能力をもってすれ

ば、そんなに大変な作業ではないと思いますし、逆に、各課の職員が見ても、ああ、今、子どもの対策についてはこういうことを一連的にやっているんだというすごくわかりやすい資料になると思うんですよ。ですから、私は必要だと思っていますので、もう一度答弁をお願いできますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今、議員御指摘のとおり、今回の調査票の中でも、今、きちんとある施策について知っていますか、活用したことがございますかという問いも入れています。ですので、もし施策があっても、逆に必要な人が使っていないというようなことも考えられますので、やはり今、議員がおっしゃられたように、貧困だったら貧困、ひとり親とか、いろんなキーワードがあると思うんですけれども、それに対してこういう施策がありますということをきちんと伝えるのは非常に重要だと思いますので、そこはきちんと整理して、伝えていけるようにしたいと考えています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

日南市のデータを見ますと、実際に悩んだときに誰に相談しますかという項目があります。当然、親族、友達、知人、多くの割合を占めるわけですが、いわゆる行政を含めた公的機関への相談というのは0.8%にしかすぎないわけです。ただ、本当は誰に相談したいですかという設問の中では20%を超えるわけです。本当は行政機関にいろいろ尋ねたいんです。だから、ここのギャップですね。本当は尋ねたいのに、尋ねられない現状があるというのは、やはり行政に携わる私たちも含めて考えなきゃいけないと思っていますので、できるだけわかりやすい施策の一覧というか、そういったものをお願いしたいというふうに思っております。

それで、この指針というのは、今、恐らく子ども・子育てに関する一番上の計画というのは子ども・子育て支援計画だと思います。これと並行するのか、この計画の下につくのか、このあたり、その立ち位置はどのあたりになるのか、教えてください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

子ども・子育て支援計画の下につくものだと考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

それで、私もアンケートをずっと見せていただきました。最終的に52問の問いがあります。最後に自由記述が53問目にありますけれども、このアンケートの行き着くところは最後の設問かなというふうにも感じています。「現在のあなたは、ご自身が幸せだと思いますか」、「とても幸せである」「まあまあ幸せである」「どちらともいえない」「あまり幸せでない」「まったく幸せでない」、こういう項目があります。ちなみに、町長、この設問、どれに当てはまりますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

とても幸せでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

安心しました。

ここの分析はやっぱり非常に難しいんですね。と同時に、このアンケートの指標、特に貧困に関するものというのは、何が正解で、何が成果かというのが非常に見えにくいということになれば、このK P Iを問われたときに、指標を問われたときに、これはどのように答えられますか。この成果はどこにあるんですかと私たちが問うた場合に。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今、議員のほうに御指摘いただきましたとおり、最終的には相対的貧困率も所得で出して

いますが、やっぱりお金ではないと考えますので、ちょっとK P Iをこれに置くかどうかというのはまた別なんですけれども、気持ちは、こちらはやはり幸せですという人がふえる割合が成果だというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、例えばですけれども、「あまり幸せでない」と答えられた方が20%を超えたとなります。その場合、どういった施策が必要になってくるとお考えですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

そこはこの設問で、今、相談相手等々の話も出ましたけれども、やはり幸せでないという分析というのは非常に難しいと思うんですけれども、例えば、これで相談する人がいない等々が出てきましたら、やはり施策的には一番大切なのは、孤立化させないというようなことが一番重要だというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

そうですね、いわゆる孤独感というか、孤立化というのは、本当にそこが一番ネックになってくるのかなというふうに思っております。

それで、この実態調査というのは、いわゆる幸せですかというのが非常にキーポイントになるのであれば、どっちかというところ、経年で追っていく必要性というのがあるのかなと思うんですけど、そのあたりどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

そうですね、多分、全数調査というのは結構労力がかかることですので、毎年というわけにはいかないと思います。ですので、指針をつくって、施策を展開していく中で、施策ごとのフォローアップになるのか、全体としてのフォローアップになるのかというのは、ちょっ

と今後の検討材料だというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

質問事項の2にも入っていきますけれども、この定義ですよね。相対的貧困率が平成24年度16.4、16人に1人の割合でというふうに言われていました。それが現在は13.7に改善されているということなので、この定義をいくと、絶対的か、相対的か、2つで大体はかられているわけですが、相対的貧困率をいうのであれば、永遠に貧困はなくなるわけではないわけですよね。そうした中で、この定義をあえてお聞きしたのが、まさしく経済的な貧困に重点を置くのか、それとも、心の貧困と言われる子どもたちの居場所に重点を置くのか。両方ですというふうな答弁を期待しますが、どちらに置いた施策となるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

こちらの相対的貧困率というのはやはり所得ですので、これが大多数の家庭より非常に所得が少ないということでありましたら、やはり周りの子どもたちと比べますと、自分のうちは所得が低いことによって与えられていないものがあつたりとか、非常にネガティブな気持ちを抱えやすいということになるのにはつながりやすいというのは事実だと思うんですが、じゃ逆に、所得が低いから子どもたちが望むものが与えられていないかというのはまた別の問題だというふうに考えます。

ですので、相対的貧困率というのは所得に関してはきちんと数字としては出ているので、数値としては比較できると思うんですが、だからといって、例えば、今回の設問の中に手づくりの夕食とか家族との時間とか、そういうものを入れているんですが、こういうのは所得に関係してくるのかしてこないのかというと、必ずしも関係してこない場合もあると思います。ですので、やはり今回の設問は、子どもが成長していくに当たって必要なものが与えられているのか与えられていないのかというのを中心に聞いていますので、ここで与えたいけれども与えられていないというような答えが多かったものに対して施策のほうは考えていく必要があると考えています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

最後に、日南市のビジョンであるところの重点施策は、子どもの居場所づくり、食事の提供、学習支援、自己肯定感の醸成といったものであります。私はこれらをやっていく中では、行政だけが幾ら頑張っても、なかなか成立しない施策だと思っています。企業ですとか商店、あとNPOとの連携なんかが非常に重要なものになってくると思いますけれども、このあたりはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

やはり先ほどの孤立しないことが大切だというふうに考えています。そのためには、今、議員御指摘のいろんな団体と体制みたいなものをやはりきちんとつくっていくことは大切だというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

そのうちの一つとして、今議会でも債務負担行為が出ました地域おこし協力隊の中で、まちづくり課長のほうが答弁で、スポーツ振興といいながらも、やっぱり青少年の育成にかかわるようなこともぜひやっていただきたいというふうな答弁をいただきました。私もまさしくそのとおりだと思っています。これはまちづくり課長にお尋ねしますが、こども課と連携して、青少年健全育成係と連携してやっていくということによろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

やはり地域のスポーツ振興という中では、いろんな幅広い世代のこともありますので、その中では、青少年育成といったところにも新たな地域おこしというか、地域を活用していく。その中にも、やはり若い力を入れるということは大事な事かなと思っていますので、今後はこども課、あるいは教育学習課と連携しながら進めていきたいと思っています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしくお願いします。特に、居場所づくりとか自己肯定感の醸成というのは本当に途切れることのない連続した施策が必要になってくると思いますので、そういった若い方の力でつなげていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

質問要旨の(3)ですけれども、これも非常にわかりにくい質問だったと思います。特に、基山町の場合は、私もいろいろ調べてみて、さすがだなと思ったのが、1.6歳と3歳児は公的に義務づけられているところもあるんですけれども、その間である2歳児の歯科健診、それとか、昨年度から進められている4歳児の発達診断ですね、そういったものを本当に継続的にやられている、いわゆるすき間を与えず健診をやられているということで、非常にびっくりしました。

その中で、やはりちょっと気になるのが、1.6歳児も2歳児も3歳児も、設問の中で「子どもが好きですか」という設問があります。これは「いいえ」というふうに答えられた方にどういうふうな指導というか、そういったものをされているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

子どもに対しての大切さ、そういうところを相談していった、詳しくは保健師、助産師、そういうところと協力しながら、その後のフォロー、おたくへの訪問など、相談をしながら、その状態を個別に見守っているというところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

それで、通報件数的には基山町は平成28年度はなかったということですが、ある意味、なかったというのが逆に心配な部分でもあります。例えば、隣近所のほうで、これは虐待のおそれがあるんじゃないかとか、ネグレクトの可能性はあるんじゃないかと思われた場合、御近所の方たちはどこに通報することが多いのか。警察なのか、児相なのか、行政なの

か、こういった形で通報というか、相談なのか、そういったケースがあるのか、わかる範囲でお聞かせください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

通報となるような件数はございませんでしたが、こども課のほうにも相談が来ております。ですので、窓口としては、こども課とか、保健センターとか、年齢とかにもよって、その方が思うところに相談はされていると思います。直接、児童相談所に通報される方もいらっしゃると思います。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学校のほうでも、通常、子どもたちを見た状態で、例えば、こんな傷があるかということに関しては、かなりナーバスに子どもたちを見ています。それから、服装とか身なり、清潔度、これもほったらかしにされているんじゃないか、それから、これは実際にいますけど、余り御飯を食べてきていないような子どもがいます。給食のときにかなりたくさんおかわりして食べると、そういう子どももやっぱり学校から時々聞きます。その場合は福祉のほうにこちらのほうから連絡をして、児相と一緒にですね、児相は虐待、ネグレクトに関しては物すごく早く動きますので、そのことについてはかなり神経を使ってやっているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あとは、民生児童委員に最初に入るケースも非常に多いかなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございます。

恐らく学校において一番最初に気づく箇所というのは非常に多いと思いますので、ぜひそ

のあたりはもう一度、せっかくこういう機会ですので、お願いをしたいというふうに思っています。慎重に対応していただきたいというふうに思っています。

それで、ちょっと時間もあれなので、(4)に移ります。

今回、就学援助、児童扶養手当の率を出していただきました。まず、7.92、7.81、そして、児童扶養に関しては9.4、8.7、この数字を見て、町長、率直に感想等があればお聞かせ願えますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

以前のいろいろな一般質問の中でこの数字自体は把握しておりましたので、そういう意味では、今回、新たに出てきたわけではないので、驚きではございませんけれども、決して低い数字ではないので、これがどんどんふえていかないようにしていかなきゃいけないし、むしろ減るようにできたらいいなというふうには思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

視察に行かせていただいた日南市では20%を超えているような状況ですので、本当に待たなしの自治体というのはまだまだたくさんあるんだろうなというふうに感じております。

そうした中で、ちょっと気になるのが、私も調査した中で気になったのが、準要保護の件数が若干伸びているかなというふうに思っているんですけども、これは例えば、要件の緩和か何かの原因なのか、そもそもの経済的な問題なのか、このあたり、わかれば教えてください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

準要保護の件数につきましては、この準要保護のほうが生活扶助基準の1.3以内の収入の家庭ということになりますので、その部分で、平成27年度、平成28年度に関しては、そのところの所得の低い世帯のほうが増加していると、そこで申請をされた部分がこの件数に反映しているということで考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

そうした中で、今回、10月3日付でこのような教育委員会からの申し出がありました。給食費の改定、値上げですね。給食費の値上げが来年4月から行われるということで、ちょうど1年前の大山議員の質問の中でも、町長もどういう形がいいのか、例えば、2人目半額、3人目無償がいいのか、そもそももっと違う施策がいいのかというふうな答弁をされていますけれども、今回の値上げについて町長のほうはどのように感じられたのか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは遺憾な話ではありますが、事後報告になりましたので、まず、これに厳しく注意いたしました。

それから、とはいいいながら、これは単に業者と言ったらおかしいんですけども、いわゆる価格設定の話なのでという話だったので、わかったと。だったら、来年4月に向けて、これはこれで上げるけど、それに対しての支援とかを考えていこうねという、まさにほかの支援もこれからまた考えていかなければいけませんので、それと、国が今動いている保育料の無料化みたいな話の動きなんかも見ていかなければいけないので、そういったものをあわせてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

そうですね、私も保護者の方から見せられて、びっくりしたところであります。

それで、私、全額無償化で6,200万円ぐらいかかることについては少々反対のところもあるんですけども、今回の値上げの金額と生徒数掛けると約300万円、町長、どうですか、やっぱりこのタイミングで値上げというのが、当然、6年間値上げをやっていないとか、食材費の値上げとか、消費税の率とかはわかるんですけども、やはり町民の方にしてみれば、この値上げの部分しかクローズアップされないんですよね。そうした中で、この300万円、

何とかありませんか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに一番デリケートな部分なんですけれども、今おっしゃったような考え方も当然ありますけれども、それ以外の考え方もまたあって、まさに今、私の中ではすごく試行錯誤しているところでございます。だから、きょうこの現在での回答は控えさせていただきたいというふうに思っています。物すごく重要な問題と考えているので、御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ぜひ前向きに検討いただけたらというふうに思っています。

それでは、もう残り5分しかありませんので、質問事項の自動車運転免許証自主返納ですね、これは(1)と(2)をあわせて質問させていただきますけれども、町長は自主返納される場合どこに持っていかなきゃいけないかというのは御存じですね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

鳥栖の警察署であるというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

鳥栖の警察署ですけれども、これは基山交番というのは受け付けはできないんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

現在の中では、警察でも受け付けをされておりますが、鳥栖警察署か免許センターというふうになっております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

その中で、今回、基山町としては現在、何の特典もない中で、49件の方が10月までに返納されています。佐賀県で見ると、昨年からことしにかけて約2.5倍の方が返納をされました。その中で、やっぱりこれもほかの自治体がいろんな特典を今つけてきている中で、基山町の場合、まだその施策がないと。積極的に検討していきたいというふうな答弁をいただきましたけれども、コミュニティバスの割引というふうなことも検討材料に入っていると。ただ、これは地域公共交通活性化協議会の中で決めなきゃいけないことですので、本当に基山町の考えだけでいいのかどうかというのはわかんないんですけれども、私が一番受けているのは、やっぱりタクシーチケットなんですよ。ただ、タクシーチケットをむやみやたらに出すというのも、財政面から見てもどうかなと思うんですけれども、一度基山町で取り組んだデマンドタクシー、これをもう一回検討するということはある得ないですか。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

デマンドタクシーです。似たようなところで吉野ヶ里町が実施をされてあります。そういったところの実施を実際参考にしながら、検討はしますけれども、一回基山町のほうで取り組んで、この形にさせていただいておりますので、それも含めて今後の検討事項とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

検討課題と、何か声がどんどん小さくなりましたけど、前向きに検討しますということでよろしくお願いします。

例えば、返納証明書というのをもらいますけれども、これに1,000円かかります。この1,000円をとりあえず基山町のほうで補助をするという、この考えはないですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、最初おっしゃられましたように、鳥栖までの移動があるとか、11月から代理申請もできるようにはなっておりますけれども、自主返納をするきっかけとなるような部分については今後検討して、交通安全の事故が減るような形の検討を進めていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この自主返納の問題というのは、元気な高齢者の方から移動手段を奪って、また、みずからの意思で外出できないストレスのたまる生活を強いることになります。また逆に、加害者となる家族の心配というのが交錯するわけですが、残り1分になりました。これ、町長、ちょっと短くお願いできますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

来年、一番力を入れていこうと思っています。だから、必ずこれは間違いなく施策になります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございます。

先ほど町長がとっても幸せですと答えられたように、基山町民の皆さんが本当に笑顔あふれる形で胸を張って言っていただけることをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後4時40分 散会～